

会報

2018.1月 No.63

# いしかわ



石川県行政書士会

# 目 次

## 年頭のご挨拶

|                               |       |    |
|-------------------------------|-------|----|
| 石川県行政書士会会長                    | 向井 隆郎 | 1  |
| 日本行政書士会連合会会長                  | 遠田 和夫 | 2  |
| 石川県知事                         | 谷本 正憲 | 3  |
| 平成30年度 石川県知事新年互礼会開催           |       | 4  |
| 平成29年度 行政書士制度広報月間報告           |       | 5  |
| パブリシティ                        |       | 9  |
| 行列ができる無料相談会参加報告               |       | 10 |
| 行政書士試験実施報告                    |       | 11 |
| 支部だより                         |       | 12 |
| 会員事務所訪問                       |       | 16 |
| 日行連理事会報告                      |       | 17 |
| 日本行政書士会連合会と中部地方協議会各単位会との連絡会報告 |       | 18 |
| 石川県総合防災訓練参加報告                 |       | 19 |
| 法教育実践活動報告                     |       | 20 |
| 平成29年度 第4回理事会支部長会合同会開催報告      |       | 21 |
| 情報コーナー                        |       | 22 |
| 特定行政書士法定研修・考査実施報告             |       | 24 |
| 研修会の報告及び今後の予定                 |       | 25 |
| いしさば活動報告・支部長就任のご挨拶            |       | 28 |
| 職務上請求書の取扱い等について               |       | 30 |
| 会員のコーナー                       |       | 32 |
| 新入会員の紹介                       |       | 34 |
| 会員の動き                         |       | 36 |
| 会務日誌                          |       | 37 |
| 経理部より会員の皆様へ                   |       | 40 |



### 【表紙写真説明】

石川の冬の風物詩といえば、「雪釣り」があると思いますが、雪釣りで有名なのが兼六園です。  
中でも「唐崎の松」の雪釣りが有名ですが、これは加賀藩 13 代藩主・齊泰が琵琶湖畔の唐崎松から種子を取り寄せて育てたもので、樹齢 170 ～ 180 年くらいと言われています。雪釣りの施された唐崎の松はまさに絶景です。

輪島支部 唐澤 正

## 年頭のご挨拶

石川県行政書士会 会長 向井 隆郎



新年明けましておめでとうございます。

平成 30 年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

日頃より、会員の皆様におかれましては、当会の事業運営にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

会長に就任してから半年が経過し、新しい執行部体制の下で事業運営を進めてまいりました。その間、安定的な運営を心掛けるとともに、少しずつ新たな取組みにも挑戦しているところでございます。

会員の皆様の置かれている状況は、千差万別ではありますが、当会の 360 名を超える会員の皆様の抱える課題は、すなわち当会の課題でもあり、ひいては行政書士制度全体が抱える課題でもあります。会員の皆様の声に耳を傾け、ひとつずつ課題の解決を図るため誠心誠意努力する所存です。

昨年は、「法定相続情報証明制度」の開始、「介護の在留資格」の創設、「社会福祉法人制度」の改正等の我々の業務となる新たな制度が始まっています。また、今年は、「民泊新法（住宅宿泊事業法）」が施行されます。国の制度の変化は我々の業務に直結しており、当然に行政書士業界のチャンスと捉えるべきものです。時代の求めに即応し、国民の皆様のニーズに応えていかなければ、行政書士制度自体の存在意義を見失ってしまうことになりかねません。そのため、「行政手続の専門家」・「街の法律家」として国民の負託に応えられるよう一層の研鑽に努めていかなければなりません。会員の皆様ひとりひとりが依頼者へ質の高いサービスを提供することが、何よりも行政書士制度の発展に繋がるものであります。当会としましても、時機を失することのないよう、業務研修会を適宜開催することで会員の皆様の研鑽の場の提供に努めてまいります。

また、我々に求められる社会貢献活動は、社会の急激な変化に伴い、益々その重要性が高まっております。無料相談会の開催はもとより、「成年後見制度」「空き家対策」「所有者不明土地問題」「大規模災害時における被災者支援」「法教育」等の様々な活動がございます。社会的な課題解決の一助となる事も、我々の使命であり、行政書士制度の認知度・信頼度を向上させるものであります。法教育実践活動においては、小・中・高校生だけが対象となるだけでなく、高齢者も含め法律に携わる職種以外のすべての方々に対しても実践できるものです。行政書士という資格を知ってもらい、かつ、我々の知識が法教育にも貢献できるのであれば、取り組まない理由がありません。今後も様々な分野において行政書士の活用を求めるとともに、関係する行政機関等との関係強化も図ってまいります。

昨年は、当会公式の facebook ページを立ち上げ、無料相談会等の PR も始めました。HP、会員の部屋も含めてまだまだ改良の余地がございます。ICT 利活用による会員の部屋の利便性の向上や行政書士制度の発信力強化の取り組みが今後も課題となります。会員の皆様に今まで以上に活用いただけるよう充実を図ってまいります。

新年を迎え、新たな気持ちをもって、行政書士制度の認知度向上と会員の皆様の業務の進歩・改善に寄与できるよう努めますので、なお一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、会員の皆様の本年益々のご発展とご健勝を心よりご祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。

## 年頭のご挨拶

日本行政書士会連合会 会長 遠田 和夫



平成 30 年の新春を迎え、謹んで御挨拶を申し上げます。

日頃から、石川県行政書士会及び会員の皆様には、日行連の事業運営に対し、御理解と御協力を賜るとともに、行政書士制度の発展に御尽力をいただき、心から御礼を申し上げます。

さて、昨年 6 月の定時総会において日行連の会長に再任されてから、早いもので半年が経過しました。私が会長に就任して以来、「月刊日本行政」を通じて私の理念や思いを発信しているところ、日行連の方針などについて理解が深まったとの声もいただきますが、必ずしも肯定的なご意見ばかりをいただいているわけではありません。しかしながら、どのようなご意見であれ、会員一人一人が制度について考える良い機会を提供できているものと認識し、有難く真摯に受け止め、会務執行のモチベーションにするとともに、制度の維持発展に向けた諸政策や直面している諸問題の解決策の糸口として有効活用させていただきたいと考えています。今後とも会員の皆様とともに、より良い制度の未来像を作り上げられるよう日々精進してまいります。

今期、重要な施策として、「法定相続情報証明制度」「所有者不明土地問題」「空き家対策」などの国の重点的政策への対応を掲げており、外部の研究会や協議会において意見を申し述べ、行政書士の活用の推進を図っております。また、特定行政書士制度の発展と活用に向けた取組についても検討を進めています。当制度については、3 年目の研修考査を終え修了者は 3500 名を超えたところです。引き続き、国民の皆様や自治体への制度の周知に加え、利用者や会員にとって当制度が魅力あるものとなるよう、特定行政書士の価値の創出に取り組みたいと考えています。具体的には、今後、行政手続を研究テーマとした学会の設立や、各種法令や条例、不服申立事例を集積したデータベースを備えた相談センター「行テラス」の設置について構想を進め、研究発表やデータベースの提供を通じて、社会全体に特定行政書士の存在や利用価値をアピールし、認知度及び地位の向上を図ることができればと考えています。

上記構想や行政書士制度調査室の実現等に向けて、引き続き組織改革も進めてまいります。これまで行政書士特有の業域の広さ故に、日行連の事業も拡大の一途をたどってまいりましたが、行政書士という資格の特徴を明確にし、国民の意識の中での存在をより鮮明にするためにも、改めて「選択と集中」の観点から、委員会等部署の統廃合も視野に組織を再編成し、迅速かつ柔軟な事業執行を可能とする体制を目指してまいります。

各方面からの行政書士制度に対する期待に応え、更なる可能性を広げていくには、会員の皆様のお力添えが不可欠です。引き続き会長として全国会員の先頭に立ち、会員の皆様の声に耳を傾けながら間断なく邁進することをお誓い申し上げます。最後になりましたが、この新しい年が石川県行政書士会及び会員の皆様にとって大きな発展の年となりますよう祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

## 年頭のご挨拶

石川県知事 谷本 正憲



新年明けましておめでとうございます。石川県行政書士会の会員の皆様におかれましては、晴れやかに新年をお迎えのことと、お慶び申し上げます。

行政書士制度が、社会において確固たる地位を築かれたことは、皆様が業務に精励され、県民の信頼に応えてこられた賜であり、深く敬意を表します。

また、平成 27 年 1 月の「災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定」に続き、昨年 4 月には、貴会を含む石川県士業団体協議会との間で「大規模災害等発生時における相談業務に関する協定」を締結させていただきました。災害時における迅速な生活再建には皆様の知見や経験が大きな力となると考えており、我々としても大変心強く、改めて感謝申し上げます。

北陸新幹線金沢開業から 3 年目となる今も、多くのお客様が県内各地を訪れています。新幹線開業効果は我々の想像をはるかに超え、昨年は日々大きな変化を実感した年でした。

この勢いをさらに持続・発展させるため、陸・海・空の交流基盤を一層連携させ、新幹線の開業効果を多面にわたり持続・波及させていくことが必要です。

金沢以西については、昨年 3 月に全ルートが確定しました。今後も金沢・敦賀間のできる限り早期の完成と敦賀開業の際の関西・中京圏とのアクセスの維持向上、平成 42 年度末の北海道新幹線札幌開業頃までの、大阪までのフル規格による全線整備について、沿線各県と連携して取り組んでまいります。

道路網については、人やものの交流拡大と地域間格差の解消を図るため、本県のさらなる発展に資する幹線道路の整備を進めます。

金沢港については、「レール&クルーズ」も追い風にクルーズ船の寄港数が増加しており、東京オリンピック・パラリンピック前年の平成 31 年度までの完成を目指し、金沢港クルーズターミナル整備などの取り組みを進めてまいります。

質の高い多様な文化の集積、高い技術力を有するモノづくり企業の集積、豊かな自然など石川の個性に磨きをかけ、多くの人を呼び込むことも重要です。「東京国立近代美術館工芸館」については、東京オリンピック・パラリンピック開催時期の開館を目指し、整備を進めてまいります。また、新県立図書館については、引き続き「文化立県・石川」の『知の殿堂』に相応しい図書館となるよう整備を進めます。

県内経済については、鉱工業生産指数や有効求人倍率が、引き続き全国トップクラスの水準で推移しています。景気拡大の流れを確かな成長軌道に乗せていくため、引き続き次世代産業の創造や新技術・新製品の開発、海外需要の獲得など、県内企業の取り組みを後押ししてまいります。

企業の人手不足には、移住・定住と県内就職のワンストップ窓口である「いしかわ就職・定住総合サポートセンター（ILAC）」の機能を強化し、県外に進学した学生の U ターン就職や、女性や高齢者、外国人留学生など多様な人材の掘り起こし、また、企業の人材確保・活用の取り組みも支援してまいります。

県民の安全・安心の確保については、防災士の育成など防災・減災対策に取り組むほか、1 月に開院する県立中央病院での高度専門医療の提供や、ドクターヘリの運行開始に向けた準備を進めていきます。福祉では、介護人材の確保にも取り組んでまいります。

行政書士の皆様におかれましては、今後とも、県政の発展にお力添えをいただくことをお願い申し上げます。

最後に、石川県行政書士会の今後ますますのご発展と会員の皆様のご健勝とご多幸を心からご祈念申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

## 平成30年度 石川県知事新年互礼会開催 石川県行政書士会 副会長 永倉 幸司

平成30年1月2日、金沢ニューグランドホテルにて谷本正憲石川県連合後援会新年互礼会が開催されました。

谷本知事からの挨拶では、北陸新幹線開業効果の更なる持続・発展、金沢以西の全線整備への取り組み、金沢港へのクルーズ船誘致及び新たなクルーズターミナル整備、東京国立近代美術館工芸館の東京オリンピック開催時期の開館を目指しての整備、企業の人材不足解消に向けて学生Uターン就職などの人材確保や活用に関する取り組みの促進、新県立中央病院における高度専門医療の提供・ドクターヘリの運行、本年行われる知事選などへの意気込みを熱く話されました。

本会からは、向井隆郎会長、寺分努副会長、永倉幸司副会長、宮川敏彦総務部長、茅野智勇業務指導部長が出席しました。



### ゆるキャラグランプリ

2017

in 三重桑名・ナガシマリゾート

ユキマサくんは企業・その他部門において、第7位を獲得し、大健闘しました。



みなさん、応援していただきましてありがとうございました。

## 平成29年度行政書士制度広報月間の実施

平成29年10月1日から10月31日の1ヶ月間、「行政書士制度広報月間」を全国一斉に実施。

### ■行政書士無料相談会の開催

行政書士電話相談を開催

9月29日(金)～10月1日(日) 10時～16時

石川県行政書士会事務局において実施。相談員は本会理事27名



各支部9会場において、次のとおり面談による無料相談会を実施。

金沢支部 9月30日(10時～16時) イオン御経塚店

// 9月30日(10時～16時) アル・プラザ津幡店

// 9月30日(10時～16時) 内灘町文化会館

// 10月1日(10時～16時) アル・プラザ金沢店

// 10月1日(9時～16時) アピタ松任店

小松支部 9月30日(10時～16時) アル・プラザ小松

七尾支部 10月1日(10時～16時) アル・プラザ鹿島

輪島支部 10月1日(10時～16時) ショッピングセンターファミィ輪島

加賀支部 9月30日(13時～16時) 加賀市市民会館

※内灘文化会館、アル・プラザ鹿島、加賀市市民会館において、石川行政評価事務所と合同開催を実施(石川行政評価事務所の協力により行政相談委員が参加)

### ■新聞広告の掲載

1. 北國新聞カラー広告(1面広告) 9月29日付

行政書士の業務、無料相談会等について広告を掲載。

117名の会員にご協力頂きました。

2. 北陸中日新聞広告(1面の6分の1) 9月29日付

行政書士の業務、無料相談会等について広告を掲載。

### ■テレビCM

9月25日から10月2日の間、MROテレビ(29本)、石川テレビ(25本)、計54本のテレビCMを放映。

## ■広報活動

### 1. 新聞社及びテレビ局の訪問（9月22日）

新聞社、テレビ局を訪問し、行政書士の業務及び無料相談会について PR し、相談会当日の取材を依頼。

### 2. 北陸放送ラジオ「おいね☆どいね」（9月29日）

向井会長、濱田副会長がラジオ番組に出演。行政書士の業務と無料相談会について PR。

### 3. 石川テレビ「みるこっちゃん」に向井会長出演（9月22日）

インタビューにて、行政書士の業務と無料相談会について PR。

### 4. ユキマサくんクリアファイル（名刺ポケット付）を相談者に配布。



## ■パブリシティ（無料の記事の掲載、報道）

### 1. 北國新聞

無料相談会 PR のため北國新聞訪問の記事、写真掲載（9.23 朝刊）

### 2. 北陸中日新聞

無料相談会 PR のための北陸中日新聞訪問の記事、写真掲載（9.23 朝刊）

### 3. 建設工業新聞

無料相談会 PR のための建設工業新聞訪問の記事、写真掲載（9.23 朝刊）

無料相談会（電話相談）の記事、写真掲載（9.30 朝刊）

### 4. テレビ報道

MRO「JNN ニュース」（9月30日）

石川テレビ「みんなのニュース」（9月30日）

「行政書士が無料相談」イオン御経塚店での無料相談会模様を報道



電話無料相談会



イオン御経塚



アル・プラザ津幡



アル・プラザ金沢



アビタ松任



内灘町文化会館



アル・プラザ小松



アル・プラザ鹿島



ショッピングセンターファミー輪島



加賀市市民会館

## 平成29年度 無料相談会結果報告書

### ■ 無料相談会内容別相談件数

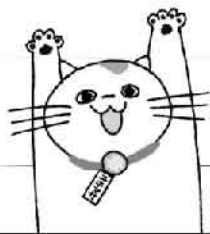
|                     | 電話相談 | 各支部の面談による無料相談 |    |    |    |    | 合計  |
|---------------------|------|---------------|----|----|----|----|-----|
|                     |      | 金沢            | 小松 | 七尾 | 輪島 | 加賀 |     |
| 権利義務・事実証明関係         |      |               |    |    |    |    |     |
| 遺言・相続（登記、税務対策を含む）   | 21   | 68            | 10 | 2  | 10 | 1  | 112 |
| 各種契約（贈与、売買、請負、賃貸借等） | 6    | 14            |    |    |    |    | 20  |
| 定款、内容証明、会計帳簿        |      |               |    |    |    |    | 0   |
| 不動産関係               | 4    | 6             |    |    |    |    | 10  |
| 戸籍関係（結婚、離婚、養子縁組等）   | 4    | 9             |    |    |    |    | 13  |
| 成年後見                | 2    | 9             | 1  |    |    |    | 12  |
| 知的財産(著作権)           | 0    |               |    |    |    |    | 0   |
| その他                 | 5    | 14            | 2  | 1  | 1  |    | 23  |
| 小 計                 | 42   | 120           | 13 | 3  | 11 | 1  | 190 |
| 許認可関係               |      |               |    |    |    |    |     |
| 許認可申請手続(建設、風俗営業等)   |      |               |    |    |    |    | 0   |
| 法人設立                |      | 1             |    |    |    |    | 1   |
| 土地開発                |      |               |    |    |    |    | 0   |
| 農地転用                | 1    | 1             |    |    |    |    | 2   |
| 自動車関係(車庫証明を含む)      |      |               |    |    |    |    | 0   |
| 入管関係(外国人労働者等)       |      | 2             |    |    |    |    | 2   |
| その他                 |      |               |    |    |    |    | 0   |
| 小 計                 | 1    | 4             | 0  | 0  | 0  | 0  | 5   |
| 合 計                 | 43   | 124           | 13 | 3  | 11 | 1  | 195 |
| 昨年合計                | 52   | 92            | 16 | 3  | 6  | 1  | 170 |

### ■ 無料相談件数の推移(5年間)

|             | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 電話相談        | 55  | 65  | 32  | 52  | 43  |
| 支部無料相談会(対面) | 131 | 136 | 124 | 118 | 152 |
| 合 計         | 186 | 201 | 156 | 170 | 195 |

### ■ 市町広報誌掲載結果

|      | 掲載された市町            | 合計 |
|------|--------------------|----|
| 金沢支部 | かほく市、野々市市          | 2  |
| 小松支部 | 小松市                | 1  |
| 七尾支部 | 羽咋市、中能登町、宝達志水町、志賀町 | 4  |
| 輪島支部 | 輪島市、珠洲市、穴水町、能登町    | 4  |
| 加賀支部 |                    | 0  |
| 合 計  |                    | 11 |



## パブリシティ

### 新聞報道 されました



無料相談会をPR  
する向井会長(右)  
——北國新聞社

29日から無料相談  
利用を呼び掛け  
県行政書士会が来社  
石川県行政書士会の向井  
隆郎会長は22日、北國新聞  
社を訪れ、29日からの無料

相談会を利用を呼び掛け、  
濱田隆弘副会長、河越俊  
雄広報部長が同行した。相  
談会の会場、日時は次の通  
り。  
▽30日 イオン御経塚店(野々町、  
午前10時～午後4時)平和堂アル・ブ  
ラザ津幡(津幡、同)内灘町文化  
会館(内灘、同)平和堂アル・ブラ  
ザ小松(小松、同)加賀市市民会館  
(加賀、午後1～4時)▽1日 ア  
ピタ松任店(白山、午前9時～午後  
4時)平和堂アル・ブ  
ラザ金沢(金沢、午前  
10時～午後4時)平和  
堂アル・ブラザ鹿島  
(中能登、同)シヨッ  
ピングセンターファミ  
イ(輪島、同)

相談会の利用を呼び掛け  
た。  
相談会は10月の「行政書  
士制度広報月間」に合わせ  
て毎年開いている。29日、  
10月1日は午前10時～午後  
4時に電話相談(076  
(268) 9110)を受  
け付ける。30日、10月1日  
は県内9会場で面談による  
相談会を開く。

提供 北國新聞 朝刊34面 平成29年9月23日

### 県行政書士会が 29日から相談会 本社で利用呼び掛け



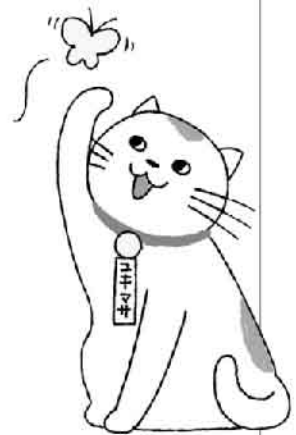
無料相談会をPRする県行政書士会のメ  
ンバー——金沢市の中日本新聞北陸本社で

県行政書士会の電話や面  
談による無料相談会が二十  
九日から十月一日、県内各  
所である。向井隆郎会長ら  
が二十二日、金沢市の中日  
新聞北陸本社を訪ね、利用  
を呼び掛けた。  
行政書士は許可手続き

や法律書類作成などの専門  
家。相談会では遺言や成年  
後見制度の利用、贈与など  
の内容に応じる。外国人の  
ビザや帰化申請に関する相  
談にも対応する。  
向井会長は「近年は成年  
後見制度の需要が高まって  
いるが、制度をよく知らな  
い人も多い。相談を通じて  
PRしたい」と話す。  
相談は予約不要。電話は

二十九日から十月一日の午  
前10時から午後四時。相談  
は県行政書士会の専用番号  
076(268) 911  
0。郵同会076(26  
8) 9555(山内晴信)  
◇無料面談相談の日時と場所  
30日 イオン御経塚店(前10～後  
4)平和堂アル・ブラザ津幡(同)内  
灘町文化会館(同)平和堂アル・ブ  
ラザ小松(同)加賀市市民会館(後  
1～4)▽10月1日 アピタ松任  
店(前9～後4)平和堂アル・ブラ  
ザ金沢(前10～後4)平和堂アル・ブ  
ラザ鹿島(同)シヨッピングセン  
ターファミイ(同)

提供 北陸中日新聞 朝刊17面 平成29年9月23日



# 行列ができる無料相談会参加報告

石川県行政書士会 副会長 寺 分 努

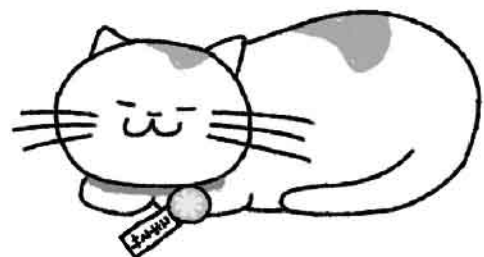
平成 29 年 10 月 14 日（土）に、石川県士業団体協議会が主催する『行列ができる相談会』が行われました。

会場は、金沢市香林坊の「大和アトリオ 4 階・アトリオサロン」で、行政書士会からは金沢支部・中川大会員と私が相談員として参加致しました。

当日は、まず幹事会である税理士会から説明があり、各士業団体名の入った名札が配布され、午前 10 時より相談受付が始まりました。開始当初こそ、ポツポツと相談者が来場し、各相談ブースが埋まっていきましたが、小一時間も経った頃には、「行列ができる・・・」とは言うものの・・・、という状況に陥りました。それでも、何度か館内放送で相談会の案内があったり、チラシ配布を行ったりしたこと等の効果があったようで全体としては 20 数件の相談件数となりました。行政書士会に振り分けられた相談は 2 件で、相続関係と建設業許可関係が各 1 件という内容で、相談会は午後 4 時に終了致しました。



今回は会場が人目につきにくい奥まった場所だったこともあり、折角の 10 士業団体が集う相談会にしては、相談件数は伸び悩んでいたように感じました。限られた予算と時間の中で相談会の広報活動をする必要があり、特に幹事会の方は大変だとは思いますが、10 士業団体が協力して相談会を実施するというのには、画期的なことだと思いますので、次回以降は各士業団体が一致団結して、文字どおり「行列ができる」相談会となることを願ってやみません。



今年も平成 29 年度行政書士試験が、行政書士試験研究センターから委嘱を受けた 32 名の当会会員が、責任者、試験監督員、本部員となり実施しました。試験実施にあたった会員は、受験者が日頃の努力を発揮できる施設条件を維持し、出来るだけ沢山の受験者が 1 月末に合格通知を受けていただくことを願って試験当日の 2 週間前から事前説明会や研修会、試験場グッズの調査、調整、整備を行ってきました。

試験当日は、11 月 12 日で午前中は天候に恵まれましたが、試験が始まるころから雨風となり試験場外回り担当者は苦勞していました。また、試験場教室も試験が始まった 1 時頃は適温でしたが 3 時過ぎころから荒天のため室温が下がり室内温度調整が難しい日となりました。

今年の石川会場の受験願書提出者は昨年より 18 名多い 412 名でしたが、当日出席者は昨年より 1 名減の 317 名でした。今年は特例受験者 1 名がありましたが当日体調を崩すなどでの特例受験希望者はいませんでした。また、試験開始時間ギリギリに入場する者がいるなどご本人はともかく事前に来場し万全を期して望んでいる受験者にまで影響を及ぼす可能性がある受験者がいて、この受験者には別教室を準備することも行政書士試験研究センターに要望するべきかとの思いもしました。しかし、試験自体は試験問題や答案用紙の搬入、各受験者への配布、試験開始から終了まで今年も特段の問題もなく無事終了し、直ちに運送会社が答案用紙を回収していき行政書士試験研究センターへ完了の連絡をして私ども試験要員の 1 日が終了しました。

当会としては、行政書士試験研究センターが実施する試験に協力することとなっていますが、対外的に見れば石川県行政書士会が実施していると思われる同試験が大過なく終了したことは、当然とはいえ私ども行政書士会にとって社会的意義が大きいと思います。試験翌日行政書士試験研究センター理事長から向井会長を先頭としてご協力いただいた当会役員及び会員に感謝の意を表明する文書が送付されましたことをご報告いたします。

一方、他県試験会場において回答用紙 2 枚が紛失するという事態が発生した報告がありました。試験会場での紛失か、試験研究センター内での紛失かは不明ですが国家試験としては許されないことであります。仮に試験会場での発生であればマニュアルが遵守されなかったことになり極めて残念な事態です。早急な究明を求めたいと思います。

行政書士試験は来年以後も引き続き実施されますが、私どもも「他山の石」として試験会場では気を引き締め、失態を発生させない気構えとマニュアルの徹底を図りたいと思いますので会員各位のご協力ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



## 金沢支部報告

金沢支部長 濱田 隆弘

日頃は、会員の皆様方には、金沢支部の活動に多大なるご理解及びご協力を賜り、誠にありがとうございます。

平成 29 年 9 月 30 日（土）、10 月 1 日（日）の 2 日間にわたり、計 5 会場において無料相談会を開催いたしました。

9 月 30 日（土）は、イオン御経塚ショッピングセンター、平和堂アル・プラザ津幡、内灘町文化会館の 3 会場、10 月 1 日（日）は、平和堂アル・プラザ金沢、アピタ松任店の 2 会場でした。

今年は、昨年度の 4 会場からさらに 1 会場増設し、内灘町文化会館が新たに加わり 5 会場となりました。これまでの相談者アンケートから内灘町の在住の方が多数いらっしゃっていたため、増設する運びとなりました。内灘町文化会館では総務省行政相談委員も相談者として参加されました。

相談件数は、イオン御経塚ショッピングセンター 27 件、平和堂アル・プラザ津幡 26 件、内灘町文化会館 16 件、平和堂アル・プラザ金沢 37 件、アピタ松任店 18 件、合計 124 件となりました。昨年度 92 件から 32 件増加しました。

相続、遺言、成年後見だけで 77 件と約 60%を占めております。相談者は 60 代以上が 71 名とこちらも約 60%を占めております。

最近では、単純な相続のみの相談だけではなく、成年後見や家族信託も含めた複合的な相談が多数を占めており、私たち行政書士の資質の向上も同時に図る必要がございます。

そこで、金沢支部では、相談における傾聴スキルの向上や、相続を取り巻く基本的な知識の確認及び相談シミュレーションをテーマとした研修会を開催してまいりました。

平成 29 年 8 月 10 日、プロコーチであり金沢支部会員でもある岩本美恵子会員による「プロから学ぶ会話術～傾聴力を身に付けて顧客の心をワシづかみ～」をテーマに研修会を開催しました。金沢市の結婚式場フラワーガーデンで行い、研修会後には、会員相互の懇親を深めるための懇親会も開催しました。

また、平成 29 年 9 月 11 日、上岡壮一金沢支部会員による「行政書士による相続手続きの実務」と能田真由美金沢支部会員による「相続相談の対応」と 2 部構成で研修会を開催しました。この研修会は、相談会の相談員を全支部会員に公募し、申し込みをされた会員に受講を義務づけている研修会であり、多くの参加者が出席されております。

研修会終了後には、無料相談会の相談員応募者に対する説明会も実施いたしました。

金沢支部では、最も多く相談が寄せられる相続において必要な基本的な知識の確認はもちろんですが、トラブルを未然に防止するために相談者としての心構えや対応の仕方なども統一を図っております。

また、待ちの姿勢では、相談件数の増加が見込めないため、これまでのデータを分析し、今年は、これまでと違うアプローチでの広報活動にも力を注ぎました。

これまでの金沢市内全域、内灘町内全域へのチラシの配布や回覧板に加え、津幡町において希望する町会にはチラシを配布させていただきました。また、津幡会場の近隣のクリニックや、かほく市の保育園など人が集う場所に対してもチラシの設置をお願いしてまいりました。大変地道な活動ではございますが、一つの成果として、平和堂アル・プラザ津幡の件数増加に寄与したものと分析しております。

あわせて、金沢ケーブルテレビと白山市のあさがおテレビの出演、かほく市のケーブルテレビでの告知など、あらゆる広報活動をととして行政書士制度や無料相談会をアピールしてまいりました。

広報月間以外でも、金沢支部では、支部管内 6 会場（金沢市役所、白山市役所、野々市市役所、内灘町役場、津幡町役場、繊維会館）で月例相談会を開催しております。12 月 1 日現在で 59 件の相談が寄せられております。月例相談会においてもデータ分析を徹底的に行い、市民町民のさらなるニーズに応えてまいります。

最後に、今後も支部活動をととして支部会員相互間の交流や親睦を図ってまいりたいと考えております。

今年も会報誌「支部だより K A N A Z A W A」を 8 月に発行しましたが、一つの繋がりを深めるツールになればと考えておりますので、取材依頼があれば、ぜひご協力の程お願い申し上げます。

まだまだ、年度の途中ではございますが、今年度の途中報告とさせていただきます。引き続き、金沢支部では、会員の皆様の業務環境の改善ならびに行政書士制度発展のための取り組みを行ってまいりますので、支部活動へのご支援とご協力をお願い申し上げます。

## 小松支部報告

小松支部長 武内 弘樹

新年明けましておめでとうございます。

日頃から、小松支部活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、小松支部ですが、去年の 4 月に新役員の体制となり、早 9 か月が経ちました。新体制になったことで、新しいアイデアや意見を取り入れ、2 回の研修会と広報月間を実施することができました。これはひとえに、支部会員の皆様、役員の皆様のおかげと感謝しております。

今後も支部行事はございますが、マンネリ化するつもりはございません。新たな事に挑戦し、会員の皆様にお役に立てられるような支部運営を心がけたいと思います。

最後になりましたが、皆様の今後一層のご活躍を心からご祈念申し上げますとともに、小松支部のさらなる発展のために、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



小松支部研修会



日頃は、当支部の活動に格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

当支部の事業報告並びに事業計画について報告します。

無料相談会（広報月間の活動）10月1日（日）午前10時から午後4時まで、アル・プラザ鹿島中央イベント広場において開催、相談員4名、相談件数3件

七尾・輪島支部合同研修会 11月17日（木）午後3時より午後4時30分まで

会場 和倉温泉ホテルのと楽において開催 出席会員数 七尾支部15名 輪島支部9名

研修内容

① 遺産分割協議の進め方（助言と支援）について

② 遺産分割協議書等相続証明書の作成について

③ 法定相続情報証明制度について 講師 本会金沢支部会員 上岡 壮一 先生

研修は、今後、行政書士として業務を行うにあたり参考になる大変有意義な研修会でした。

研修会終了後、懇親会を開催し、2支部の会員（16名参加）が杯を酌み交わしながら楽しい雰囲気で大いに盛り上がり交流を深めた次第です。本当に実り多い一泊研修会であったと思っております。

業務に関する勉強会&情報交換会

会場 七尾市勤労者総合福祉センター（ワークパル七尾）

【開催趣旨】日頃、業務上分からないことや疑問の点を持ち寄っていただいたことに対して質疑応答により業務経験豊かな会員がサポートすることによって業務に対する不安を解消する場として実施いたします。

オピニオン・リーダーとして当支部役員が担当します。特に近年入会された会員の参加を希望します。

10月7日 第1回開催 参加者 10名 業務知識の獲得方法、顧客の獲得方法について、業務経験の長いベテラン会員の話等を聞く

11月25日 第2回開催 参加者 9名 建設業許可申請の実務について勉強  
講師 当支部幹事 太田 勉先生

平成30年 2月下旬 第3回開催 建設業年度末終了報告について勉強する。



七尾支部研修会

## 輪島支部報告

輪島支部長 大森 千歌子

新年おめでとうございます。

日頃は当支部活動にご理解とご協力をいただきまして有難うございます。

平成29年度後期の支部活動の報告をいたします。

### 1. 支部役員会の開催

|      |                                                                               |
|------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 日 時  | 平成29年9月15日（金） 16:00～                                                          |
| 場 所  | のと吉会議室                                                                        |
| 協議事項 | 行政書士広報月間における活動について<br>○ 面談による無料相談会の開催について<br>○ 官庁及び事業所へのポスターの配布と掲示のお願いの担当者の分担 |

### 2. 面談による無料相談会

|      |                           |
|------|---------------------------|
| 日 時  | 平成29年10月1日（日） 10:00～16:00 |
| 場 所  | 輪島ショッピングセンター・ファミィ 1階      |
| 相談員数 | 4名                        |
| 相談件数 | 遺言・相続 10件<br>その他 1件       |

○無料相談会を何で知りましたかの問いに対しての回答は  
新聞広告（2）地域のチラシ（5）自治体の広報誌（4）  
とのことでした。  
広報の手段として、どれも欠くことができないと感じました。

### 3. 七尾・輪島支部合同研修会の開催

|      |                                                                                           |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日 時  | 平成29年12月12日（火） 15:00～                                                                     |
| 場 所  | 和倉温泉 ホテルのと楽 会議室                                                                           |
| 講 師  | 行政書士会金沢支部会員 上岡 壮一 先生                                                                      |
| 研修内容 | ○遺産分割協議の進め方（助言と支援）について<br>○遺産分割協議書等相続証明書の作成について<br>○法定相続情報証明制度について<br>輪島支部からの出席会員数は9名でした。 |

研修会終了後は両支部会員で懇親会を開催し、日頃の業務についての会話など楽しい雰囲気の中で親睦を深めることができました。

## 加賀支部報告

加賀支部長 吉田 義明

新年あけましておめでとうございます。

去年5月に支部長を拝命し、あっという間に7か月が過ぎようとしております。その間何もわからず、理事会や委員会に出させていただき右往左往している状態であります。

今年度中に支部独自の事業も行わなければならないのですが、毎日の忙しさに何もできずに途方に暮れている状態で、大変申し訳なく思っております。

今年度も残り少なくなりましたが、何とか支部長の職務が遂行できるよう努力したいと思っておりますので、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

## 会員事務所訪問

### 中村行政書士事務所

事務所：石川県輪島市堀町 5-17-25



今回は輪島支部の中村敏彦先生の事務所訪問です。  
輪島市役所近くの鳳至川沿いの合掌造りの雰囲気  
を醸し出す外観の2階建ての建物です。

**広報部：**昨日はすごい雨でしたが、今日は快晴で輪島までの道のりも快適でしたが、この事務所からの景色も素晴らしいですね。

事務所は2階ですが、1階では別のお仕事をされているんですね。

**中 村：**そうです。昭和60年、25歳の時に起業して今に至っています。内容は適宜変化していますが、屋号はアミューズワジマと言います。この事務所は、昔、居間だった場所で、DIYで改装した手造りの事務所です。現在の住まいは2軒隣にあります。

**広報部：**1階には、すごいプリンターや機械がズラリと並んでいましたが、行政書士とは全く畑が違うご商売ですよ。

**中 村：**そうです。いったいどんな職業かと聞かれると、返答に困ります。行政書士って何って聞かれるのと同じような感覚ですかね。多種多様な事を行っていますが、一応、広告、デザイン、印刷関係と答えています。

**広報部：**では、なぜ行政書士を？

**中 村：**そうですね。バブル崩壊後、輪島でも観光業や漆器業が壊滅的な状況となり、多くの得意先が消えてしまいました。この状況を打開するには、新たな引出しを作らねばと考えていた時に、新聞折込の通信講座のチラシを目にしたのがきっかけです。その当時、行政書士が1番人気でしたから。最初から合格することを目指し悲壮感を持って勉強しました。

**広報部：**それは何歳の時ですか？

**中 村：**48歳の時でしたね。合格したのは3回目50歳の時。受験番号は2年続けて1番でした。合格した年の試験会場では、私の席の前に、監督員の岩本先生が座っていたのを覚えています。

**広報部：**事務所開設当初、ご苦労されたことはありましたか。

**中 村：**とにかく、この地域では行政書士の存在を知る方は皆無で、司法書士と勘違いされるばかりで、この職業を認知させるために、相当な労力を費やしました。今は、勘違いされても上手く行政書士業務に繋がられています。

**広報部：**先生のご専門の分野は何になるんですか？

**中 村：**いやあ、その質問、よくされるんですが、専門なんてないです。依頼のあった業務をこなすだけです。ですから、たまに来る業務は、また最初から勉強しなおして、という繰り返しです。だいたい忘れた頃に來ますからね。ただ、今までの積み重ねで、相続絡みを多く受注してますかね。統計的に。ですから相続、遺言についてはスムーズな対応は出来ます。また、初めての業務でも、その場はなんとか取り繕う技術も自分なりに取得しましたね。今後は、この地域でもっと需要のある業務を探り出していこうかと思っています。

**広報部：**行政書士として8年目ですね。今後の目標とかありますか？

**中 村：**あと2年で還暦ですから、のんびりと、という気持ちもあるにはあるんですが、よくよく考えると、もっと稼がないといけない現実がある訳ですから、来年、最後の挑戦を一つ試みた後、行政書士業務の範囲を意図的に大きく広げようかと思っています。

**広報部：**還暦を前にして、頑張っておられる中村先生でした。今日はありがとうございました。

平成 29 年 7 月 19 日・20 日、虎ノ門タワーズオフィス 8Fにおいて理事会が開催されました。  
議案は、

- 第 1 号議案 専務理事及び常任理事の選任
- 第 2 号議案 中央研修所所長及び副所長の選任について
- 第 3 号議案 顧問の選任について
- 第 4 号議案 相談役の選任について
- 第 5 号議案 各部・委員会等及び中央研修所の構成員の選任について
- 第 6 号議案 平成 29 年度各部・委員会等及び中央研修所事業の具体的な  
推進（案）について

報告事項 - 略 -

となっており、概ね執行部等の人事が中心でした。その後、各部・各委員会において年間の日程及び課題について協議しております。私は、総務部及び法務業務部の部員を拝命し、法務業務部では権利義務・事実証明部門の担当となりました。

平成 29 年 11 月 15 日・16 日、虎ノ門タワーズオフィス 8Fにおいて理事会が開催されました。  
議案はなく、協議事項及び報告事項だけでした。

協議事項 1 日本行政書士会連合会行政書士証票に関する規則の一部改正について

協議事項 2 行政書士会館の持分に係る東京会からの申し入れについて

報告事項 - 略 -

行政書士証票の更新制については、毎年のように日行連の定時総会で質問事項として挙がっており、対応の可否が求められていました。しかし、更新制とするには事務作業や経費の負担増の問題があり、実現が困難であることから、顔写真の差し替えを可能とする再交付を認める方向で提案がなされました。

現在、日行連は虎ノ門タワーズオフィスビルに事務局がありますが、目黒にある移転前の行政書士会館は、東京会と日行連が所有権持分 2 分の 1 ずつの共有状態となっています。

東京会から「現行政書士会館の貴連合会持分 2 分の 1 全部の譲り受けの申し出について」の文書を受け、前向きに検討する方向で協議いたしました。

本理事会では、報告事項において、各部の事業執行状況の経過報告が行われました。

報告事項の中で、丁種封印の進捗状況について報告がありましたが、15 の単位会で委託が完了しており、全国で受託状況の進み具合に差があることを実感いたしました。

また、第 7 回コスモス定時社員総会の結果報告があり、新役員の選任について報告がなされました。

平成 29 年 9 月 14 日、花巻温泉（岩手県）ホテル千秋閣 1Fにおいて会長会が開催されましたので、理事会報告と併せてご報告させていただきます。

意見・情報交換

1 業務関係行政機関との関係強化に対する取り組みについて発表単位会

- ・宮城県行政書士会・神奈川県行政書士会・石川県行政書士会
- ・兵庫県行政書士会・高知県行政書士会・沖縄県行政書士会

2 暴力団対策法に係る取り組みについて

発表単位会

- ・北海道行政書士会・大阪府行政書士会

当会は発表単位会に選ばれましたので、「業務関係行政機関との関係強化に対する取り組みについて」のテーマで、主に農業委員会における非行政書士排除の取り組みを中心に発表させていただきました。各単位会の取り組みや課題も知ることができ、大変参考となった会長会となりました。

## 日本行政書士会連合会と 中部地方協議会各単位会との連絡会報告

石川県行政書士会 副会長 濱田 隆弘

日本行政書士会連合会と中部地方協議会各単位会が、平成 29 年 10 月 30 日(月)午後 2 時より、三重県津市のホテルグリーンパーク津にて開催された。

当会からは、向井隆郎会長、濱田隆弘副会長、寺分努副会長、茅野智勇業務指導部長、宮川敏彦総務部長、宮田貢社会貢献事業部副部長、澤野有希子事務局員が出席した。

日本行政書士会連合会からは遠田和夫会長、福田守専務理事、松田暁事務局員、武内彩菜事務局員が出席した。

司会を中部地方協議会副会長 米田智彦氏(三重会副会長)が行い、開会の言葉を中部地方協議会副会長 坪川貞子氏(福井会会長)が述べ、中部地方協議会会長 若林三知氏(三重会会長)及び日本行政書士会連合会会長 遠田和夫氏からそれぞれ開会挨拶があった後、安田治三氏(三重会副会長)が座長に選出された。

まず、「日行連の当面の諸問題及び事業の説明」と題し、遠田和夫日行連会長より平成 29 年度事業執行における方針について現状報告がなされ、今後の日行連の方向性(法改正の推進、丁種封印の受託状況、所有者不明土地問題、法定相続情報証明制度など)についても説明がなされた。

休憩後、「単位会の質疑・要望事項」が行われ、各単位会から 15 件の質疑及び要望事項が提出された。石川会からは「申請取次行政書士の新規及び更新の研修会を地方入国管理局 8 局の管轄地以外で開催できないか」、「ゆるキャラグランプリの費用対効果及びユキマサくんの今後の活用方法について」、「農地法における許可の代理申請に係る委任状等の取扱いについて」、「行政書士法第 1 条の 2 の規定から〈報酬を得て〉という文言を削除できないか」、「登録抹消事務について」の計 5 件を提出した。他の単位会からは「申請窓口における本人確認の徹底について」や「丁種封印について」など様々な質疑及び要望が提出され、それぞれ意見交換を行った。

最後に、中部地方協議会理事 大塚謙二氏(富山会会長)が閉会の言葉を述べ、連絡会は終了した。

引き続き、懇親会が開催され、各単位会における問題点など各担当者がより深く話しあうことにより、お互いに参考になる意見交換の絶好の機会となった。



平成 29 年 9 月 3 日に金沢市で開催された平成 29 年度（第 58 回）石川県防災総合訓練に参加して、災害発生後の救援活動の模擬訓練を行いました。

今年の総合防災訓練は、森本・富樫断層帯を震源とするマグニチュード 7.2 の地震が発生したと想定して、県内の官公省や民間機関など 106 機関が参加して、避難及び救援の訓練を行いました。

石川県行政書士会は、金沢市千坂小学校で石川県警と共同して「規制除外車両届出、標章・証明書交付申請訓練」を行いました。

大規模災害発生時には交通規制がかかり車両の通行が規制されるため、民間及び一部公立病院等の救援部隊が移動するためには、規制除外車両であることを警察署に届け出て、標章を取得する必要があります。

そこで、その申請書類を申請人から依頼を受けた行政書士が作成し、警察署に届け出て、標章を取得するまでの訓練を行いました。

この訓練には石川県知事も視察に訪れ、向井隆郎会長が訓練内容を説明しました。

今後は、この訓練に参加して得たノウハウを会員の共有財産とし、災害発生時に行政書士が県民の支援に向けてその力を存分に発揮できるよう、研鑽を重ねる所存です。



11月24日金曜日、午後2時10分から午後3時まで、石川県立門前高校、介護被服実習室において社会貢献事業部の法教育の実践活動が行なわれた。対象は門前高校3年生全員の35名。講師は小松支部所属の吉田美緒会員で、テーマは「卒業後最低限知っておくべき法知識」。

講義は、まず吉田会員の体験に基づく高校卒業時知っておくべき、確認しておくべきだった法知識として、「飲酒・喫煙は20歳になってから」「自動車の運転免許は18歳から」と生徒たちに身近となるテーマから入ったことは、堅苦しい内容を予想していた生徒たちには、すんなりと講義に入っていける良い入り方であったと思う。そして行政書士についての説明、悪徳商法と話は進み、クーリングオフ制度については具体的な説明があり、最後には吉田会員の好きな言葉である「困難は乗り越えられる人にしかこない」を、来春卒業する生徒たちに、しっかりと力強く投げかけ講義を終えた。

講義内容は、クーリングオフを中心としたものだったが、吉田会員が生徒たちと年齢が近いこともあり、生徒たちの視線で行なわれた優しく丁寧な講義は、生徒たちの心に、すんなりと、そして、しっかりと受けとめられたように感じられた。また生徒たちの、真剣な眼差しと礼儀正しい態度が印象的だった。

社会貢献事業部法教育グループとしては、今後、この実践活動を続けていく過程で、講義内容をじっくり練り上げていく必要があると思う。目標としては、「行政書士という職業だからこそ伝えられる法教育」。つまり、会社の設立業務、営業の許可業務、外国人の帰化・在留資格、相続・遺言のような行政書士が業務として実際に関わる内容を、年代に合わせた、かみ砕いた内容とすることが目標となるように思うが、今回の講義を聴いた生徒たちに行政書士という職業を知るものは一人もいなかった事を考えると、行政書士制度の認知度を高めるためにも、今回は「行政書士によって実践した法教育」を行なったことだけでも、意義があったように感じられる。将来、本会の行う法教育実践活動の講義を聴いた生徒たちの中から行政書士として我々の仲間に入る日が来ることを期待したい。

尚、今回の法教育の実践活動の開催について、快くご協力頂いた、大窪校長先生をはじめとする門前高校関係者に、この書面をお借りして感謝申し上げたい。

## 講義内容項目

「自己紹介」「行政書士について」「法律って何だろう?」「飲酒・喫煙は20歳になってから」「自動車の運転免許は18歳から」「ネット通販には気をつけよう」「クーリングオフ制度」「悪徳商法」「SNSトラブル対処法」「終わりに」※パワーポイントデータより

## 取材マスコミ

北國新聞、北陸中日新聞 ※11月25日26日に法教育実践活動の記事が新聞紙上に掲載された。



提供 北國新聞 平成 29 年 11 月 25 日 (土)



提供 北陸中日新聞 能登版 平成 29 年 11 月 26 日 (日)

平成 29 年 12 月 2 日 (土) 午後 1 時 30 分より、石川県地場産業振興センターにおいて、会長、副会長をはじめ理事、委員長、支部長の 27 名が出席し、第 4 回理事会支部長会合同会が開催されました。向井会長の挨拶の後、以下の通り議事が進行され、慎重審議の結果、議案通り承認可決されました。

議事録署名人 宮田貢理事、小山内俊平理事

## 1 報告事項

- ①中地協報告 濱田副会長より、10 月 30 日～ 31 日、ホテルグリーンパーク津にて開催された中地協理事会及び日行連との連絡会について報告がありました。遺言相続無料相談会と弁護士会について、自治体との災害時協定締結について、OSS システム研修について、会員名簿の顔写真掲載について等の説明がありました。
- ②日行連報告 向井会長より、11 月 15 日～ 16 日に開催された日行連理事会について報告がありました。行政書士証票の更新について、行政書士会館の持ち分に係る東京会の申し入れについての説明がありました。
- ③各部・各委員会事業報告 総務部、経理部、法規監察部、広報部、業務指導部、社会貢献事業部、行政書士試験対策委員会、特定行政書士研修・考査実施対策委員会、苦情相談対策特別委員会、申請取次行政書士管理委員会、ICT 特別委員会、官民業務受託特別委員会等の各部長及び各委員長より、29 年度上期の活動状況について報告されました。
- ④支部長報告 各支部長より広報月間及び研修会等の活動について報告されました。

## 2 審議事項

### 各部・各委員会事業実施計画

総務部、経理部、法規監察部、広報部、業務指導部、社会貢献事業部、ICT 特別委員会、官民業務受託特別委員会の各部長及び各委員長より、今後の事業計画及び審議事項について説明があり、協議審議されました。



## 法定相続情報証明制度

業務指導部長 茅野 智勇

### 『制度の背景』

平成 29 年 5 月 29 日より不動産登記規則の一部を改正する省令が施行され、これに伴い法定相続情報証明制度が開始されました。これは、所有者不明土地問題や空き家問題などの社会問題を受けて相続登記を促進させることを目的として制度化されましたが、本制度は相続全般において利用することが可能であります。特に、相続財産に不動産を含まない場合などの場合において金融機関等への手続を簡略化できます。

### 『制度のねらい』

本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しをもって、相続登記申請手続や、被相続人名義の預金の払い戻し等の様々な相続手続に利用することによって、相続手続に係る相続人・手続担当部署双方の負担が軽減されることおよび相続人への相続手続の必要性についての意識向上を目的としています。

当方の経験上、ほぼ全ての金融機関における相続手続に係る預貯金等の払出手続に法定相続情報一覧図の写しを利用できております。

### 『制度の概要～利用方法』

- ・ 本制度は、相続登記手続きがない場合でも利用できます。
  - ※相続財産が預貯金のみの場合など
- ・ 申出をすることができるのは、被相続人の相続人。
  - ※当該相続人の地位を相続により承継したものを含みます。
- ・ 申出手続の代理人となることができるのは、法定代理人のほか、①民法上の親族、②資格者代理人（行政書士、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士および海事代理士に限る）
- ・ 申出ができる登記所は、次の地を管轄する登記所のいずれか
  - ①被相続人の本籍地
  - ②被相続人の最後の住所地
  - ③申出人の住所地
  - ④被相続人名義の不動産の所在地
- ・ 申出手続は、郵送によることも可能

### （利用方法）

相続人が登記所に対し、以下の書類をはじめとする必要書類を提出します。

- ① 被相続人が生まれてから亡くなるまでの戸籍関係の書類等
  - ※一覧図作成に必要な情報として
    - ・ 被相続人の氏名、最後の住所、生年月日、死亡日
    - ・ 相続人の氏名、住所、続柄
  - 被相続人の戸籍関係以外に、相続人の住民票や戸籍の附票などが場合によって必要です。
- ② 上記①の記載に基づく法定相続情報一覧図を作成～提出
  - ※法定相続情報一覧図の作成には、一定の形式・様式があります。また、旧字体や変体仮名などについても戸籍簿に記載のとおりで作成しなければなりません。

登記官が上記の内容を確認し、認証文付きの法定相続情報一覧図の写しを交付します。

(法定相続情報一覧図について)

- ・一覧図の写しは、相続手続に必要な範囲で、複数通発行可能  
※発行にかかる手数料等はありません。
- ・法定相続情報一覧図の保管期間中(5年)は、一覧図の写しを再交付することが可能です。ただし、再交付を申出することができるのは、当初一覧図の保管等申出をした申出人に限られる。(他の相続人が再交付を希望する場合は、当初申出人からの委任状が必要)
- ・推定相続人の廃除があった場合に、法定相続情報一覧図には、原則その排除された者の記載がされない。

『その他 注意事項等』

- ・被相続人や相続人が日本国籍を有しないなど、戸除籍謄抄本を添付することができない場合は、本制度を利用できません。
- ・被相続人の死亡後に子の認知があった場合や、被相続人の死亡時に胎児であった者が生まれた場合、一覧図の写しが交付された後に廃除があった場合など、被相続人の死亡時点に遡って相続人の範囲が変わるようなときは、当初の申出人は、再度、法定相続情報一覧図の保管等申出をすることができます。

『最後に ～法定相続情報制度を利用にあたって感じたこと～』

当方は、被相続人(配偶者・子ともに無し)の遺産が銀行預金のみである相続手続業務を行った際に本制度を利用しました。相続人は、兄弟姉妹の代襲者および代襲者のうち被相続人の死亡後に死亡した者がいたため、その者の相続人を含み計 13 名。これを 1 つの法定相続情報一覧図とすることはできなかったため、「代襲相続に係る法定相続情報一覧図」と「数次の相続に係る法定相続情報一覧図」の 2 つに分けて作成し、申し出を行いました。

法定相続情報一覧図の作成にあっては、相続手続業務の際に作成する「相続関係図」と同様の資料を用いて行います。相続関係図との違いは、父母、被代襲者や兄弟姉妹(子無し)などの既に鬼籍に入っている者の情報は極力排除・省略され、被相続人と相続人のみに関する情報に特化したものとなっているところであり、作成したものを見返して少々戸惑いを感じました。この戸惑いは、実際に金融機関での払い出し手続において提出した際に、金融機関職員も同様に戸惑っておりませんでしたので、相続関係図(簡易版)を準備しておくと言明がし易く良いかもしれません。以後はスムーズに手続を行うことができました。

法定相続情報一覧図を使用するメリットとしては、金融機関での手続に係る戸籍関係書類の原本還付を受けるために行うコピー作業の時間を短縮できることです。当方の場合は、13 名からなる代襲や数次の相続であり、戸籍関係書類が多量のうえ、該当金融機関が 6 つもありましたので、大変助かりました。なお、この申出手続にかかる登記所への手数料は一切ありません。法定相続情報一覧図の写しの交付を何通うけても手数料はかかりません。

一方、デメリットと言えるかはわかりませんが、本制度を利用しなくてもこれらの相続手続は通常どおりの資料・書類で行うことができます。つまり、少数の相続人しかない場合は、この制度を利用をしなくても、実際の手続のスピードは変わりません。むしろ制度を利用すると遅くなるでしょう。

本制度の利活用にあっては、相続手続に関わる人数などを勘案して利用の是非を見極める必要があるでしょう。場合によっては、無駄な手続を行うことにもなりかねません。利用の際には、依頼者に対して本制度を充分説明し、了解を取ることが望ましいと思われます。

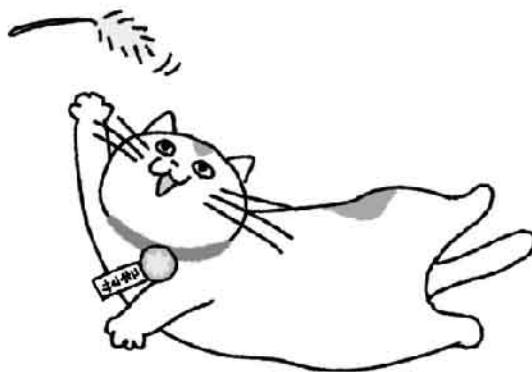
今年度で3回目となった「特定行政書士法定研修・考査」は7月15日(土)、8月19日(土)、9月2日(土)、9月16日(土)、の法定研修(出席必須)と9月23日(日)の考査検討会(任意勉強会)の5回に渡り研修を行い、10月23日(日)研修会の結果考査が実施されました。

今年度は、3名の応募がありましたが1名は最初から不参加となり2名での研修となったため会場は本会会議室となりました。2名の参加会員は大変熱心に受講され1度の遅刻や早退もありませんでした。4回の法定研修で特定行政書士の業務内容や役割も理解されたようで、任意勉強会である考査検討会でもこれまでの考査問題(過去問)にチャレンジして頂きましたが概ね2会員とも7割以上正解となり、考査結果に大いに期待が持てる内容でした。

12月4日日行連中央研修所から考査結果の発表があり、2会員とも嬉しい合格の通知がありました。これでこの3年間で石川県内の特定行政書士は34名となり行政書士が法律隣接職と位置付けられる「街の法律家」が着実に増加していることとなりました。誠に喜ばしい限りです。

皆様ご承知の通り、皆様の努力で平成26年6月に行政書士法の一部改正により「行政不服申し立て手続きに関する代理権」が付与されましたが、この業務を行うことができるのがこの特定行政書士です。行政書士が日頃顧客各位の許認可手続きを行っていますが、その処分に対し顧客に代わって不服申し立てができる資格であり、顧客の信頼もこれまで以上に大きくなります。顧客各位にとりましてはまさに名実ともに「街の法律家」となり顧客が依頼しているうちの先生が頼れる先生となるわけです。

今年は受講者が少なかったのですが、100%の合格率でした。当会の特定行政書士割合は全会員の10%弱です。会として30%~40%の特定行政書士割合にできることを望んでいます。まだ受講合格されていない会員各位には会として手厚いフォローアップをしているこの時期にぜひ沢山の会員がチャレンジして下さることをお願いしてご報告と致します。



### 産廃関係「【改正】廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令改正内容・新様式の概要から書類作成実務のポイント」

日 時：平成 29 年 9 月 21 日（木）

会 場：石川県地場産業振興センター

内 容：産廃関係「【改正】廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令改正内容・新様式の概要から書類作成実務のポイント」

講 師：石川県生活環境部 廃棄物対策課 敦賀 氏

参加者：47 名

平成 29 年 4 月 28 日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令が公布され、これに伴い産業廃棄物収集運搬業の許可申請に係る添付書類の様式新設や変更届出書の添付書類等が変更することとなり、新様式については平成 29 年 10 月 1 日より施行されることとなりました。我々、行政書士にあっては産業廃棄物処理業にかかる許可・届出は主幹業務の一つであり、今般の改正内容を熟知することは必要不可欠であり、施行日より申請窓口における円滑な事務手続きに寄与するべく今般の研修会を開催いたしました。

講師には、手続の窓口となる石川県生活環境部廃棄物対策課より産業廃棄物収集運搬業許可申請の担当者である敦賀氏をお招きし、改正内容・新様式の概要から書類作成実務のポイントについてご講義いただきました。

### 建設業関係「建設業法に基づくコンプライアンスについて・経審点数アップのための実務のポイント」

日 時：平成 29 年 10 月 6 日（金）

会 場：石川県地場産業振興センター

内 容：建設業関係「建設業法に基づくコンプライアンスについて・経審点数アップのための実務のポイント」

講 師：行政書士法人名南経営 行政書士 大野 裕次郎 氏

参加者：48 名

日本のインフラを支える建設業者が、地域の基幹産業として社会的責任を果たすためのコンプライアンスに取り組む中、建設業者を支援する立場として我々行政書士が広範な提案ができるようこれらのスキルを磨くことは大変重要であります。併せて、経営事項審査における評価要領を熟知し、増減点にかかるポイントを学び、依頼主である建設業者をトータルに支援することによって建設業者の信頼を勝ち取り、継続的な業務を行えるようにすることは大変有益であり、建設業許可関連業務を取り扱う行政書士には必須であることから研修会を開催いたしました。

講師には、愛知県名古屋市において建設業許可関連業務を専門とし、許認可業務のみならず、

建設業者へのコンサルティングも展開されている大手の行政書士法人名南経営より大野裕次郎行政書士をお招きし、数多くの実務経験から、明日への実践につながる実務者向けの講義頂きました。



#### **家族法関係「家事事件手続法と別表1事件 ～法制度の趣旨・概要～」**

日 時：平成 29 年 11 月 18 日（土）

会 場：石川県地場産業振興センター

内 容：家族法関係「家事事件手続法と別表1事件 ～法制度の趣旨・概要～」

講 師：金沢大学人間社会研究域法学系 合田 篤子 教授

参加者：32 名

行政書士が行う社会貢献として、成年後見制度に関する様々な活動があります。平成22年にはコスモス成年後見サポートセンターが設立され、石川県にはその石川県支部が設置され、これらの活動は年々大きくなっており、また広く認知されつつあります。しかしながら、これらの成年後見活動において最初の手続となるいわゆる「後見の申立」については、家事事件手続法（別表1事件）に規定されている手続であるところ、行政書士がこれを行うことはできません。この別表1事件とは、同法に規定されている各種事件のうち、非争訟性事件といわれ、要件が整っていれば、決まった審判が下る、いわゆる許認可に似た性格をもっているとされています。許認可に関する手続といえば、我々行政書士がエキスパートであります。

本日現在において、この別表1事件を行政書士が行うことはできませんが、近い将来、これら「後見の申立」等を行えるようになった際には、我々行政書士がスムーズに業務を遂行するために家事事件手続法を習熟することは必須であるといえるでしょう。その家事事件手続法（別表1事件）を習熟するための入門編としまして、法制度の主旨・概要などの基本的なところを習得するために本研修会を開催いたしました。講師には、金沢大学人間社会研究域法学系教授であり、日本私法学会及び日本家族＜社会と法＞学会に所属されております、合田篤子教授をお招きし、家事事件手続法を体系的に講義くださいました。

## 平成 29 年度 研修予定

平成 30 年 1 月 9 日 (火)

運輸交通関係「運輸支局申請業務の実際①」

講 師：石川県行政書士会 金沢支部 上岡 壮一 会員 (金沢支部)

場 所：金沢市ものづくり会館

平成 30 年 1 月 16 日 (火)

運輸交通関係「運輸支局申請業務の実際②」

講 師：石川県行政書士会 金沢支部 山田 英浩 会員 (金沢支部)

場 所：金沢市ものづくり会館

平成 30 年 1 月 23 日 (火)

運輸交通関係「運輸支局相談窓口における心構え (仮題)」

講 師：石川県行政書士会 金沢支部 今村 和宏 会員 (金沢支部)

場 所：金沢市ものづくり会館

平成 30 年 2 月 予定

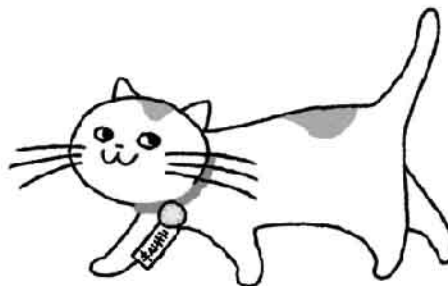
家族法関係「離婚手続きに関する行政書士業務」

講 師：公証人、精通会員 (調停員)

平成 30 年 3 月 予定

国際関係「帰化許可申請の実務」

講 師：金沢地方法務局帰化許可担当、精通会員





## 石川県支部定時総会開催について

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター石川県支部 広報・相談部長 寺分 努

平成 29 年 9 月 22 日（金）に、金沢市広岡の『APA ホテル金沢駅前』にて、定時総会を開催致しました。

総会当日は、まず、コスモス成年後見サポートセンター業務管理委員長・山本敦子氏を講師とした研修会が行われ、「任意後見契約の締結について」というテーマで、実務的な面から具体的にどのように後見活動をすすめていけば良いのかという点について詳細に講義していただきました。

研修会終了後の定時総会では、藤井支部長の挨拶があり、来賓としてお招きした石川県行政書士会会長の向井隆郎氏より祝辞がありました。

次に、総会成立報告の後、議長として谷川竜一会員が選出され、議事録署名人として茅野智勇会員と岩本美恵子会員が指名されました。

議案審議は、

- ・第 1 号議案 平成 28 年度事業報告について
- ・第 2 号議案 平成 28 年度決算（監査）報告について
- ・第 3 号議案 支部規程の改正について
- ・第 4 号議案 平成 29 年度事業計画について
- ・第 5 号議案 平成 29 年度予算について
- ・第 6 号議案 支部役員の選任について
- ・第 7 号議案 その他

以上について、それぞれ報告・質疑がなされ、すべて原案どおり可決承認されました。また、今総会において近藤守氏が新たに支部長に選任され、定時総会は無事終了致しました。

また、定時総会後の幹事会において、石川県行政書士会会長である向井隆郎氏と「いしさぼ」前支部長の藤井國穂氏が新たに相談役として選任されました。

総会後に同ホテル 2 階の「和食割烹 彩旬」で行われた懇親会では、研修会講師の山本敦子氏を交え、会員相互の親睦を深め、後見活動やそれ以外の業務に関することについても情報交換が行われました。

今後とも、「いしさぼ」の活動に御理解と御協力の程、よろしくお願い致します。



研修会の模様



定時総会の模様

## 支部長就任のご挨拶

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター石川県支部 支部長 近藤 守

平成 29 年 9 月 22 日の定時総会において、一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター石川県支部（略称：「いしさぼ」）の支部長に新たに選任されました。

### 創立 10 年目の「いしさぼ」

石川県行政書士会の成年後見活動は、「いしさぼ」として創立 10 年目を迎えています。その発足は、平成 19 年 11 月の「成年後見研究会」設立に遡ります。最初は、行政書士会内部で有志が成年後見活動について学ぶための、“学習会”としてスタートし、約 1 年半後の平成 21 年 3 月に、正式に会内組織として「成年後見サポートセンター」を発足させました。当時、まだ、一般県民にも成年後見制度そのものがよく認知されていなかったため、女性講師による啓蒙セミナーを発足記念として同時開催し 150 名を超える参加者で大盛況だったことが昨日のようです。

～石川県行政書士会成年後見サポートセンター発足記念～ 県民公開セミナー

### 「講演と講談で知る成年後見制度」



その後は、石川県成年後見制度連絡協議会への参加、金沢家庭裁判所への協力要請と家裁からの後見受任依頼等、目まぐるしく活動し、平成 27 年 9 月には、行政書士会の会内組織を発展させて、日行連が設立母体となった「一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター」の石川県支部（略称：「いしさぼ」）として再出発しました。

### 行政書士会と共に歩む「いしさぼ」

既に述べましたように、本会の成年後見活動は、その組織体制は変更されてきましたが、略称の「いしさぼ」は不変のままです。この 10 年間は、一貫して石川県行政書士会と共に歩んだ 10 年です。今後も、その姿勢は変わりません。行政書士と行政書士会にとって、成年後見活動は本来業務ではなく、あくまで社会貢献活動ですが、「国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献する」という行政書士倫理綱領の精神に合致した活動です。その活動を通じて、「いしさぼ」だからこそその社会的な信頼が得られることを大切にしたいと思います。

### 全国最高水準の「いしさぼ」の活動実績を更に発展させて

「いしさぼ」は、現在 36 名の会員を擁し、既に 100 件を超える後見等受任の実績を重ねてきました。特に、家庭裁判所からの後見人等の推薦依頼は全国トップを誇り、県内の他士業団体等との協力関係も良好です。「いしさぼ」の活動を、このような水準にまで高め、発展させてこられた藤井國穂前支部長（現相談役）のご功績に深く感謝申し上げます。

今後は、「成年後見制度利用促進法」への対応、新たな会員の受入、無料相談会の充実、等課題は山積しておりますが、その基本的なスタンス…行政書士と行政書士会の社会的な地位向上に努め、行政書士が担う成年後見活動…を守りつつ、藤井前支部長の実績を受け継ぎ、更に発展させてゆきたいと思います。

## 職務上請求書の取扱い等について

法規監察部長 前川 仁恵

職務上請求書とは、戸籍法第10条の2第3項及び住民基本台帳法第12条の3第2項・第3項に、規定された行政書士や他士業に与えられた特別な権限であります。そのため、職務上請求書の使用に際しては、人権擁護、個人情報保護といった観点からも、高い倫理意識に基づく厳正な取扱いが求められます。日本行政書士連合会では、行政書士倫理について倫理綱領及び第1章から第4章で規定しています。また、職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則では、下記のように留意点が規定されています。行政書士として高い倫理観を持ち業務を執り行いましょう。違反した場合は、懲戒処分の対象になります。

### (第3条) 様式の自己作成の禁止

- ・日本行政書士連合会が定めた様式や用紙を使用しなければならず、様式・用紙を自ら作成し、またはこれを使用してはならない。

### (第4条) 使用上の責務

- ・行政書士法・戸籍法・住民基本台帳法・戸籍の附票の写しの交付に関する省令等の趣旨を十分に理解し、規則を遵守しなければならない

### (第5条) 使用の制限

- ・職務上請求書を、その職務上必要な請求に限り使用できるものとし、これ以外の請求や、身元調査等、人権侵害のおそれがある使用は、これを行ってはならない。

### (第6条) 使用者(第2項)

- ・「補助者」が職務上請求書を役所の窓口に出すときは、当該補助者は行政書士又は行政書士法人の「使者」としての地位であり、委任を受けた「代理人」ではない。  
→補助者ではない事務員は、職務上請求書を役所の窓口に出すことはできない。

### (第8条) 記載

- ・職務上請求書に、不実の記載をしてはならない。
- ・職務上請求書の利用目的の種別欄等各欄は、行政書士又は行政書士法人の職務上請求に該当することが明確になるよう、具体的に記載しなければならない。
- ・本会が定める「記入要領」に反した記載（記入要領の定めにより記載することとされた事項を記載しないことを含む。）をしてはならない。
- ・記載内容について、提出した行政庁窓口等から質問を受けたときは、これに誠実に回答しなければならない。

### (第10条) 譲渡等の禁止

- ・職務上請求書を、何人にも譲渡し、又は貸与してはならない。

### (第11条) 適正な管理

- ・職務上請求書の盗難、紛失又は毀損を防止するよう、適切に管理しなければならない。→盗難にあった時は又は紛失したときは、その旨を速やかに単位会に報告するとともに、発生地管轄の警察署に盗難届出書又は遺失物届出書を提出しなければならない。

## 【職務上請求書に関する Q & A】

**Q 1 「家系図作成のため」という請求事由で、依頼者の血族等の除籍謄本の交付を「職務上請求書」を使用して請求することはできますか。**

**A 1 できない。**

平成 22 年 12 月 20 日に最高裁判決が出され、「観賞ないしは記念のための品として作成された家系図は、行政書士法 1 条の 2 第 1 項にいうところの「事実証明に関する書類」ではないとされることとなった。

↓

日本行政書士連合会は、平成 23 年 1 月 1 日付にて「観賞用家系図作成に係る行政書士法違反事件の最高裁判決について」の声明の中で「観賞用又は記念用の家系図作成は、行政書士法第 1 条の 2 第 1 項にいう行政書士業務に該当しないことから、職務上請求書を使用して戸籍謄本を請求することはできない。」との見解を出し、またその声明の中で「事実証明書として親族関係説明図や相続関係説明図等の作成は、行政書士法第 1 条の 2 第 1 項にいう行政書士業務に該当するので、職務上請求書を使用して戸籍謄本等を請求することができる。」との見解を出し、観賞ないし記念のための品としての家系図との区別を示したものである。

**Q 2 依頼者以外の第三者の離婚歴等の調査を依頼され、これを調査するために「職務上請求書」を使用して戸籍謄抄本または除籍謄抄本の交付を請求することはできるか？**

**A 2 できない。**

実地調査行為が行政書士の業務となるためには、その基本業務である「書類作成」がなければならない。つまり、「書類作成」業務に付随して実地調査がなければならないということである。したがって、「書類作成」行為と切り離れた形の実地調査行為は行政書士業務として成立せず、結局「職務上の請求」はできないものと解されている。

なお、離婚歴等の調査という行為は、前でも記述したように公序良俗に反するものであり、この意義からも本案件のごとき行為は公序良俗違反となり、このような高度なプライバシー情報をみだりに探索することは、戸籍の公開制度の趣旨を逸脱した「不当に謄本等を利用する目的」に当たり、請求は拒否されるものということになる。

**Q 3 行政書士法第 1 条の 3 第 3 号に規定する、いわゆる「相談業務」のため、「職務上請求書」を使用して、依頼者または依頼者以外の第三者の戸籍謄抄本、住民票の写し等の交付を請求することはできるか？**

**A 3 その「相談業務」が、行政書士が作成することができる書類の作成についてのものである限りにおいてできる。**

行政書士法第 1 条の 3 第 3 号に規定する「相談業務」とは、あくまでも「行政書士が作成することができる書類の作成についての相談業務」であり、したがって、書類の作成とは無関係な、また、行政書士が作成することができない書類の作成についての相談を受けることは当該「相談業務」ではない。……結局、いわゆる「相談業務」において「職務上請求書」の使用が許されるためには、当該「相談業務」が行政書士法第 1 条の 3 第 3 項に規定する法定業務であって、かつ、その前提となるところの、相談に対する回答を示すことによる行政書士報酬契約が公序良俗に反して無効となるようなものでないことが必要条件ということになる。



## 会員のコーナー

### 「待ち(much)愛室」(その4)

金沢支部 明石 弘貴

師走の郵便局は慌ただしい雰囲気漂っている。近所のN郵便局を訪れたのは、師走の珍しく天気の良い日、相当の混雑を予想して来たが、お客様ルームは、意外と静かである。室内には師走らしく、年賀葉書のPRや貯金勧奨ポスター・プレゼント用らしきシクラメン鉢などが目に入る。越前そばのチラシなどもある。

今日は、二百枚近く溜まっていたハガキの書損交換を持ってきた。窓口の担当者は、きっと「ワッ、手間のかかるお客さんが来た」と思ったかもしれない。私も数十年前は、この仕事をしていたことがあり、窓口担当者の気持ちはよく分かる。

しかし、担当の若い女性は、イヤな顔一つ見せずに、「ハイ、分かりました。しばらく掛けてお待ちください」と言ったので、待合スペースのベンチに腰掛けて待った。その窓口には、二人、三人と後から来た客が並んだ。

私の申し出に手間がかかり、次のお客さんの受付が遅れているようである。「すみませんね」といながら、そのまま時の経過を見守っていた。

程なく、「ハガキ交換のお客さま」と声があり、「ああ、よかった。思ったより早かった」との思いとともに窓口に向かうと、そこに並ぶお客さんの視線が、冷たく刺すように私に注がれていると感じたのは、私の繊細な神経のせいかな、単なる思い込みなのかなどと考えながら、窓口の若い女性担当者に、「ありがとうございました。お手数をおかけしました」と言うと、女性担当者は、「いいえ、どういたしまして。大変お待たせして申し訳ありません。またどうぞ」とニコリと応えてくれました。私も、「ハイ、また来ます」と、笑顔ともに、心の中で返答していました。師走の郵便局でのホッとした一時でした。

しかし、あの時、K総理やT大臣が毎日唾を飛ばして叫んでいたおにぎりはなく、喫茶コーナーもない。郵便局が民営化になれば、日本はバラ色になるかのようなイカサマ論に、あなたもあなたも、多くの人たちが浮かれていたのは、一体何だったのかとベンチに腰を掛けてボンヤリと考えてしまった。

### 「日光東照宮 陽明門 草津・鬼怒川温泉と華厳の滝・中禅寺湖3日間」の旅に参加して

金沢支部 的場 晴次

毎年、秋には海外旅行を楽しんでいたが、今年は趣向を変えて国内旅行をと考えていたところ、新聞記事で日光東照宮の大修理が完成したことを知った。

記事によれば、日光東照宮のシンボルである「陽明門」が平成の大修理で約40年の歳月をかけ、大勢の専門技術者によって江戸時代から受け継がれる伝統技術を駆使し、全面に施された500体を超える極彩色の彫刻や純白の珧粉塗りの柱、黒塗りの屋根など世界に誇る社寺建築を蘇らせたことが書かれており、これは是非とも見学したいと思い、日光東照宮を見学する旅行に参加することとした。

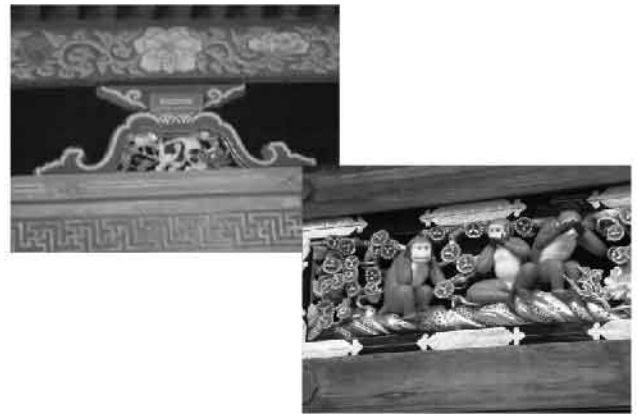
1日目は草津温泉でゆっくりと温泉に浸かり体を癒し、2日目は避暑地で名高い軽井沢を自由散策した後、今回のメインである日光東照宮を見学した。

先ず、目に付いたのは陽明門の豪壮さであり、その彫刻の豪華さに目を見張り、建物の中の鳴き龍では、拍子木による鳴き龍の共鳴音の素晴らしさに驚かされた。



また、見ざる、聞かざる、言わざるの三匹の猿の仕草に思わず微笑み、眠り猫の可愛さには、流石左甚五郎名人の作と感心した。

3日目は華嚴の滝、中禅寺湖、吹割の滝を見学し帰途についたが、吹割の滝を見学するために、150段の階段を上がり下がりして歩かされたことで、帰宅した翌日にはふくらはぎが痛み出し、これも歳による足の衰えかと痛感せざるを得なかった。



## 「覚えること。そして、忘れること。」

輪島支部 中村 敏彦

「メルコスール」って何？さて、この語句を知っている人は、何人いるだろうか。普通の人は知らない、知らなくて困ることのない、決して大事な語句などではない。「南米南部共同市場」のことである。

昔、行政書士試験の一般知識を勉強している時に、メルコスールという語句を頭に入れた。翌日、忘れた。もう一回頭に入れた。翌日、忘れた。を何度か繰り返し、覚えきれない自分に腹立たしさを感じ必死に覚えた。結果、10年後の今でも覚えている。しかし、マイナー過ぎる故、試験に出ることはなかったし、その後の人生で役立つこともない、と思う。でも忘れていない。30数年前、就職試験の勉強の際「いろはにほへと ちりぬるを わかよたれそ つねならむ うゐのおくやま けふこえて あさきゆめみし ゑひもせすん」をなぜか覚えた。今でもスラスラ言えるが役に立った記憶は、ない。いや一つあった。昔、片町のスクランブル交差点近くにあった「いろはにほへと」という居酒屋で飲み仲間自慢げに披露したこと。それだけ、かもしれない。

忘れてもいいのに、なぜ、覚えているのか？なぜ、忘れないのか？

民法の勉強をし始めた頃、「甲乙丙丁戊己庚辛壬癸」がテキストの登場人物として出てきてややこしくて仕方なかったので、覚えることにした。

ABCでいいのにとと思うが、今でも言えるし書ける。覚えてしまった。

世の中、いろいろ覚えることがある。理由があって覚えなければいけないことがある。そして覚えてしまったことがある。しかし、その多くは忘れてしまう。が、覚え続けているものもある。でも忘れることは必要である。忘れなければ人間は生きてはいけない。悲しいことは、歳月を重ねるごとに、その記憶が薄らいでもらわなければ困る。

覚えること。忘れること。自由にコントロールできると便利なのだが、それは、容易なことではない。そして「自由にならないからこそ、人生、なのかもしれない」と、凡人は都合の良い結びをする。



## 新入会員の紹介



**山下 毅**（やました つよし）

■小松支部

■平成 29 年 8 月 1 日入会

■事業所所在地 能美市高坂町ト 1 9 番地 1 TEL.0761-55-4255

この度、石川県行政書士会に登録をさせていただき誠にありがとうございます。これまで能美市役所に 35 年間勤務してまいりました経験を活かしながら、社会に貢献し皆様のお役に立てるよう、精一杯努力してまいりますので、先輩諸氏のご指導、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

また、私事になりますが、今回の能美市会議員選挙で当選するに至り、新人議員として勉強中であり何か  
とご迷惑をお掛け致しますが、ご理解をよろしくお願い申し上げます。



**向 智大**（むかい ともひろ）

■金沢支部

■平成 29 年 8 月 1 日入会

■事業所所在地 金沢市長田 2 丁目 2 4 番地 3 3 号 TEL.076-254-0301

はじめまして。この度、行政書士登録を致しました向智大と申します。もともとは税理士として開業していたのですが、行政書士としても地域の社会や経済に更なる貢献ができるよう活動をしていければと思っております。今後ともご指導ご鞭撻のほど、何卒よろしくお願い致します。



**浦本 里美**（うらもと さとみ）

■金沢支部

■平成 29 年 8 月 1 日入会

■事業所所在地 金沢市城南 2 丁目 1 番 2 0 号インペリアル・4 0 2 号 TEL.076-260-1258

8 月に、登録させていただきました浦本里美と申します。ようやく、行政書士としてスタートラインに立つことができたことに喜びを感じております。

依頼者の相談に、誠実に対応していきたいと思い、これから先も精進あるのみと自分に言い聞かせております。

皆様、今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げます。



**濱高 慎一**（はまたか しんいち）

■金沢支部

■平成 29 年 8 月 15 日入会

■事業所所在地 金沢市長田本町チ 2 2-2 東海地所ビル 2 階 1 号室 TEL.080-1516-7191

昨年 8 月に登録しました濱高慎一と申します。このたびは、20 年以上の食品メーカー勤務を経ての独立となりました。さっそくの無料相談会に参加させていただきましたが、自分のこれまでの経験や常識をはるかに超えたレベルでの相談の連発に思わず腰が引けました。これからは、冷静な対応が出来るように努力して参ります。諸先輩方には今後ともご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。



**澤井 徹** (さわい とおる)

■金沢支部

■平成 29 年 8 月 15 日入会

■事業所所在地 金沢市畝田西一丁目 112 番地 TEL.080-6355-9090

社会保険労務士・行政書士事務所にて実務経験を積む機会を頂き、この度平成 29 年 8 月に石川県行政書士会に再入会しました澤井徹と申します。

日々の研鑽を怠らず、業務に邁進してまいります。今後とも、宜しくお願いいたします。



**和田 一彦** (わだ かずひこ)

■金沢支部

■平成 29 年 8 月 15 日入会

■事業所所在地 金沢市菊川 1 丁目 28 番 8 号 TEL.076-261-3060

平成 29 年 8 月に登録いたしました和田一彦と申します。

行政書士の試験に合格したのは、昭和 56 年でかなり昔になりますが、長いサラリーマン生活を経てからようやく現在の登録、開業となりました。医療法人の総務をしていたので、社労士のような仕事を担当していました。将来的にはこの経験も活かせるように業務に励んでいく所存です。諸先輩方のご指導を宜しくお願いいたします。



**高橋 斉** (たかはし ひとし)

■金沢支部

■平成 29 年 9 月 15 日入会

■事業所所在地 白山市八ツ矢町 478 番地 1 TEL.090-9766-8888

石川県行政書士会に入会させて頂きました高橋です。高校を卒業してから約 20 年ぶりに故郷の石川で生活することになりました。一つ一つ確実に業務が遂行できるように努力していきたいと考えています。どうぞ宜しくお願い致します。



**原田 充** (はらだ みつる)

■金沢支部

■平成 29 年 10 月 15 日入会

■事業所所在地 河北郡津幡町字中橋イ 33 番地 14 TEL.076-299-5037

この度石川県行政書士会に入会させていただきました原田充です。

これまで約 6 年間税理士事務所兼行政書士事務所で行政書士補助者として勤めてまいりましたが、行政書士試験合格を機に開業することとなりました。これまで建設業の届出等を中心に仕事をしてきましたが、過去の経験や会計業務を活かし、中小企業支援等業務を始め、様々な業務を通して依頼主の期待に応えられる行政書士になる様努力していく所存です。今後ともよろしくお願い申し上げます。

## 【新規登録事項】 8 名

| 登録年月日             | 所属支部 | 氏名    | 事務所所在地                              | 電話番号          |
|-------------------|------|-------|-------------------------------------|---------------|
| 平成 29 年 8 月 1 日   | 小松   | 山下 毅  | 能美市高坂町ト 19 番地 1                     | 0761-55-4255  |
| 平成 29 年 8 月 1 日   | 金沢   | 向 智大  | 金沢市長田 2 丁目 24 番地 33 号               | 076-254-0301  |
| 平成 29 年 8 月 1 日   | 金沢   | 浦本 里美 | 金沢市城南 2 丁目 1 番 20 号<br>インペリアル・402 号 | 076-260-1258  |
| 平成 29 年 8 月 15 日  | 金沢   | 濱高 慎一 | 金沢市長田本町チ 22-2<br>東海地所ビル 2 階 1 号室    | 080-1516-7191 |
| 平成 29 年 8 月 15 日  | 金沢   | 澤井 徹  | 金沢市畝田西一丁目 112 番地                    | 080-6355-9090 |
| 平成 29 年 8 月 15 日  | 金沢   | 和田 一彦 | 金沢市菊川 1 丁目 28 番 8 号                 | 076-261-3060  |
| 平成 29 年 9 月 15 日  | 金沢   | 高橋 斉  | 白山市ハツ矢町 478 番地 1                    | 090-9766-8888 |
| 平成 29 年 10 月 15 日 | 金沢   | 原田 充  | 河北郡津幡町字中橋イ 33 番地 14                 | 076-299-5037  |

## 【事務所所在地変更】 4 名

| 受理年月日             | 所属支部 | 氏名    | 新事務所所在地                                 | 電話番号         |
|-------------------|------|-------|-----------------------------------------|--------------|
| 平成 29 年 9 月 15 日  | 金沢   | 大谷 昭夫 | 金沢市入江 3 丁目 134 番地                       | 076-291-5454 |
| 平成 29 年 10 月 31 日 | 金沢   | 中曽根正樹 | 金沢市泉野町 2 丁目 11 番 14 号<br>リブ・パレス泉野 303 号 | 076-243-7219 |
| 平成 29 年 11 月 30 日 | 金沢   | 菅原 純平 | 金沢市西念 4-4-25 西村ビル 605                   | 076-255-0312 |
| 平成 29 年 12 月 15 日 | 金沢   | 北井 万彦 | かほく市宇野気ニ 145 番地 3                       | 076-213-5269 |

## 【退会者】 8 名

| 退会年月日             | 所属支部 | 氏名    | 退会理由 |
|-------------------|------|-------|------|
| 平成 29 年 1 月 22 日  | 金沢   | 武田 敏雄 | ご逝去  |
| 平成 29 年 8 月 7 日   | 七尾   | 杉木 新一 | 廃業   |
| 平成 29 年 8 月 31 日  | 金沢   | 東 真稔  | 廃業   |
| 平成 29 年 9 月 18 日  | 金沢   | 福井 俊光 | ご逝去  |
| 平成 29 年 9 月 30 日  | 七尾   | 小笠原秋州 | 廃業   |
| 平成 29 年 11 月 6 日  | 輪島   | 刀祢 正彦 | ご逝去  |
| 平成 29 年 11 月 15 日 | 七尾   | 井藤恵美子 | 廃業   |
| 平成 29 年 11 月 30 日 | 金沢   | 坂本 國正 | 廃業   |

※武田敏雄様（金沢）・福井俊光様（金沢）・刀祢正彦様（輪島）のご冥福をお祈り申し上げます。

|           |                      |                     |           |
|-----------|----------------------|---------------------|-----------|
| 8月 1日(火)  | 中地協第2回理事会            | 三重県行政書士会            | 1名        |
| 8月 3日(木)  | 職務上請求書確認作業           | 本会事務局               | 1名        |
| 8月 3日(木)  | 外国人のための無料相談会         | 国際交流協会              | 2名        |
| 8月 3日(木)  | 第1回広報部イノベーション課会      | 本会会議室               | 4名        |
| 8月 3日(木)  | ★石坂修一地域後援会・友好団体合同懇親会 | ANA クラウンプラザホテル金沢    | 3名        |
| 8月 7日(月)  | 第3回広報部会              | 本会会議室               | 10名       |
| 8月 9日(水)  | 月例無料相談会(小松)          | 小松市役所               | 1名        |
| 8月 8日(火)  | 月例無料相談会(内灘)          | 内灘町役場               | 1名        |
| 8月 9日(水)  | 新規登録者登録伝達式 3名        | 本会会議室               | 2名        |
| 8月 9日(水)  | 新規登録者職務上請求書研修        | 本会会議室               | 2名        |
| 8月 9日(水)  | 監察活動                 | 本会会議室               | 2名        |
| 8月 9日(水)  | 月例無料相談会(金沢)          | 石川県繊維会館2階           | 2名        |
| 8月 9日(水)  | 月例無料相談会(七尾)          | 平和堂アルプラザ鹿島          | 2名        |
| 8月 9日(水)  | 石川県行政評価事務所訪問         |                     | 3名        |
| 8月 17日(木) | ★安達前金沢市議会議員懇親会       | 金沢国際ホテル             | 2名        |
| 8月 17日(木) | 月例無料相談会(金沢市役所)       | 金沢市役所               | 2名        |
| 8月 19日(土) | 第2回特定行政書士法定研修        | 本会会議室               | 2名 参加者2名  |
| 8月 21日(月) | 新規登録希望者面談 1名         | 本会会議室               | 1名        |
| 8月 22日(火) | 石川県防災総合訓練第3回打合せ会議    | いしかわ総合スポーツセンター2階会議室 | 2名        |
| 8月 23日(水) | 経理審査6・7月分            | 本会会議室               | 4名        |
| 8月 23日(水) | 会員業務相談               | 本会会議室               | 1名        |
| 8月 25日(金) | 会報いしかわ No.6 2 発送作業   | 本会会議室               | 3名        |
| 8月 30日(水) | 第4回広報部会              | 本会会議室               | 6名        |
| 8月 30日(水) | 第2回広報部イノベーション課会      | 本会会議室               | 3名        |
| 8月 31日(木) | 新規登録者登録伝達式 3名        | 本会会議室               | 2名        |
| 8月 31日(木) | 新規登録者職務上請求書研修        | 本会会議室               | 2名        |
| 8月 31日(木) | 国際業務研究会              | 石川県繊維会館2階           | 7名        |
| 8月 31日(木) | 社会貢献事業部打合せ           | 石川県繊維会館2階           | 4名        |
| 8月 31日(木) | 月例無料相談会(津幡)          | 津幡町福祉センター           | 1名        |
| 9月 2日(土)  | 第3回特定行政書士法定研修        | 本会会議室               | 2名 参加者2名  |
| 9月 3日(日)  | 石川県総合防災訓練            | 金沢市立千坂小学校           | 6名        |
| 9月 4日(月)  | 月例無料相談会(小松)          | 小松市役所               | 1名        |
| 9月 6日(水)  | 職務上請求書確認作業           | 本会事務局               | 1名        |
| 9月 7日(木)  | 外国人のための無料相談会         | 国際交流協会              | 2名        |
| 9月 8日(金)  | 出張封印取付代行について         | 本会会議室               | 3名        |
| 9月 13日(水) | 月例無料相談会(金沢)          | 石川県繊維会館2階           | 2名        |
| 9月 13日(水) | 月例無料相談会(七尾)          | 平和堂アルプラザ鹿島          | 2名        |
| 9月 14日(木) | 平成29年度会長会            | 花巻温泉 ホテル千秋閣         | 1名        |
| 9月 14日(木) | 白山市女性のための合同相談会       | 白山市民交流センター          | 1名        |
| 9月 14日(木) | 建設・産廃業務研究会           | 本会会議室               | 4名        |
| 9月 14日(木) | 士業団体交流会              | 金沢東急ホテル             | 2名        |
| 9月 15日(金) | 第1回行政書士試験対策委員会       | 本会会議室               | 7名        |
| 9月 16日(土) | 第4回特定行政書士法定研修        | 本会会議室               | 2名        |
| 9月 17日(日) | ★自由民主党金沢支部 政経セミナー    | ホテル日航金沢             | 1名        |
| 9月 19日(火) | 新規登録希望者面談 1名         | 本会会議室               | 1名        |
| 9月 21日(木) | 産廃業務研修会              | 地場産第2研修室            | 6名 参加者47名 |
| 9月 19日(火) | 月例無料相談会(内灘)          | 内灘町役場               | 1名        |
| 9月 21日(木) | 月例無料相談会(金沢市役所)       | 金沢市役所               | 2名        |
| 9月 22日(金) | 広報月間PRのため報道機関訪問      |                     | 3名        |
| 9月 22日(金) | コスモス石川県支部定時総会(来賓)    | アパホテル金沢駅前           | 3名        |

|                        |                         |                   |           |
|------------------------|-------------------------|-------------------|-----------|
| 9月22日(金)               | 月例無料相談会(野々市市役所)         | 野々市市役所            | 1名        |
| 9月24日(日)               | 特定行政書士法定研修査検討会          | 本会会議室             | 2名        |
| 9月25日(月)               | 消費税軽減税率制度実施協議会          | 地場産第5研修室          | 1名        |
| 9月26日(火)               | 新規登録者登録伝達式 3名           | 本会会議室             | 2名        |
| 9月26日(火)               | 新規登録者職務上請求書研修           | 本会会議室             | 2名        |
| 9月28日(木)               | 第3回広報部イノベーション課会         | 本会会議室             | 4名        |
| 9月28日(木)               | 月例無料相談会(津幡)             | 津幡町福祉センター         | 1名        |
| 9月29日(金)               | 広報月間PRのためラジオ出演          | MRO               | 3名        |
| 9月29日(金)30日(土)10月1日(日) | 広報月間電話無料相談会             | 本会会議室             | 23名       |
| 10月1日(日)               | ★はせ浩連合後援会事務所開き          |                   | 1名        |
| 10月2日(月)               | 月例無料相談会(小松)             | 小松市役所             | 1名        |
| 10月3日(火)               | 第2回法規監察部会               | 本会会議室             | 9名        |
| 10月4日(水)               | 石川行政評価事務所一日合同行政相談       | 津幡町文化会館シグナス       | 1名        |
| 10月5日(木)               | 外国人のための無料相談会            | 国際交流協会            | 2名        |
| 10月5日(木)               | 職務上請求書確認作業              | 本会事務局             | 1名        |
| 10月6日(金)               | 建設業務研修会                 | 地場産第2研修室          | 6名 参加者48名 |
| 10月10日(火)              | ★はせ浩連合後援会必勝祈願祭・出陣式      | 尾山神社              | 1名        |
| 10月11日(水)              | 月例無料相談会(金沢)             | 石川県繊維会館2階         | 2名        |
| 10月11日(水)              | 月例無料相談会(七尾)             | 平和堂アルプラザ鹿島        | 2名        |
| 10月12日(木)              | 白山市一日合同相談会              | 白山市民交流センター        | 1名        |
| 10月13日(金)              | 第3回法規監察部会               | 本会会議室             | 8名        |
| 10月14日(土)              | 士業団体協議会「行列のできる無料相談会」    | 香林坊アトリオ 4階アトリオサロン | 2名        |
| 10月14日(土)              | 第2回特定行政書士研修・査査実施対策特別委員会 | 本会会議室             | 5名        |
| 10月16日(月)              | 内外情勢調査会                 | ANAクラウンプラザホテル     | 1名        |
| 10月17日(火)              | 石川行政評価事務所一日合同行政相談       | 近江町いちば館           | 1名        |
| 10月18日(水)              | 第4回経理部会 経理審査8・9月        | 本会会議室             | 8名        |
| 10月19日(木)              | 月例無料相談会(金沢市役所)          | 金沢市役所             | 2名        |
| 10月19日(木)              | 国際業務研究会                 | 本会会議室             | 8名        |
| 10月20日(金)              | 新規登録者登録伝達式 1名           | 本会会議室             | 2名        |
| 10月20日(金)              | 新規登録者職務上請求書研修           | 本会会議室             | 2名        |
| 10月21日(土)              | 特定行政書士法定研修査事前打合せ        | 本会会議室             | 5名        |
| 10月22日(日)              | 特定行政書士法定研修査査            | 本会会議室             | 5名        |
| 10月25日(水)              | 第4回法規監察部会               | 本会会議室             | 5名        |
| 10月26日(木)              | 月例無料相談会(津幡)             | 津幡町福祉センター         | 1名        |
| 10月27日(金)              | 月例無料相談会(野々市市役所)         | 野々市市役所            | 1名        |
| 10月27日(金)              | 石川行政評価事務所一日合同行政相談       | イオンモール新小松3階イオンホール | 1名        |
| 10月27日(金)              | 第4回広報部イノベーション課会         | 本会会議室             | 4名        |
| 10月27日(金)              | 講演会「所有者不明化」と制度の課題       | 地場産コンベンションホール     | 1名        |
| 10月28日(土)              | 行政書士試験説明会               | 地場産第6研修室          | 33名       |
| 10月30日(月)31日(火)        | 日行連と中地協各単位会との連絡会・第3回理事会 | ホテルグリーンパーク津       | 6名        |
| 10月31日(火)              | 会員のための業務及び事務所経営相談       | 行政書士茅野合同事務所       | 1名        |
| 11月1日(水)               | 職務上請求書確認作業              | 本会事務局             | 1名        |
| 11月2日(木)               | 第2回行政書士試験対策委員会          | 本会会議室             | 5名        |
| 11月2日(木)               | 外国人のための無料相談会            | 国際交流協会            | 2名        |
| 11月6日(月)               | 月例無料相談会(小松)             | 小松市役所             | 1名        |
| 11月7日(火)               | 第5回法規監察部会               | 本会会議室             | 9名        |
| 11月8日(水)               | 苦情相談対応                  | 本会会議室             | 2名        |
| 11月8日(水)               | 月例無料相談会(金沢)             | 石川県繊維会館2階         | 2名        |
| 11月8日(水)               | 月例無料相談会(七尾)             | 平和堂アルプラザ鹿島        | 2名        |
| 11月10日(金)              | 第4回総務部会                 | 本会会議室             | 7名        |
| 11月10日(金)              | 新規登録希望者面談 1名            | 本会会議室             | 1名        |

|                 |                    |                 |           |
|-----------------|--------------------|-----------------|-----------|
| 11月12日(日)       | 平成29年度行政書士試験       | 金沢医療技術専門学校      | 33名       |
| 11月13日(月)       | 第2回官民業務受託調査特別委員会   | 本会会議室           | 5名        |
| 11月14日(火)       | 第2回業務指導部会          | 本会会議室           | 11名       |
| 11月15日(水)       | 第2回社会貢献事業部会        | 本会会議室           | 8名        |
| 11月16日(木)       | 建設・産廃業務研究会         | 本会会議室           | 4名        |
| 11月18日(土)       | 家事事件手続法業務研修会       | 地場産第4研修室        | 5名 参加者34名 |
| 11月21日(火)       | 第1回苦情対策委員会         | 本会会議室           | 6名        |
| 11月21日(火)       | 第3回部長会             | 本会会議室           | 13名       |
| 11月24日(金)       | 石川県立門前高校法教育        | 石川県立門前高校        | 4名        |
| 11月27日(月)       | 金融庁の業務説明会          | 金沢新神田合同庁舎8階大会議室 | 1名        |
| 11月27日(月)       | 第5回広報部会            | 本会会議室           | 7名        |
| 11月27日(月)       | 第5回イノベーション課会       | 本会会議室           | 6名        |
| 11月28日(火)29日(水) | 全国知的財産業務担当者会議      | 虎ノ門タワーズオフィス     | 1名        |
| 12月2日(土)        | 第4回理事会             | 地場産第8会議室        | 27名       |
| 12月4日(月)        | 月例無料相談会(小松)        | 小松市役所           | 1名        |
| 12月5日(火)        | 新規登録希望者面談 1名       | 本会会議室           | 1名        |
| 12月6日(水)        | 職務上請求書確認作業         | 本会事務局           | 1名        |
| 12月7日(木)        | 新規登録希望者面談 1名       | 本会会議室           | 1名        |
| 12月7日(木)        | 外国人のための無料相談会       | 国際交流協会          | 2名        |
| 12月7日(木)        | 石川行政評価事務所一日合同行政相談  | 根上総合文化会館        | 1名        |
| 12月7日(木)        | 家庭裁判所連絡協議会         | 金沢家庭裁判所         | 2名        |
| 12月8日(金)        | 新規登録者登録伝達式 1名      | 本会会議室           | 2名        |
| 12月12日(火)       | 月例無料相談会(白山)        | 白山市役所           | 2名        |
| 12月13日(水)       | 経理審査10・11月分        | 本会会議室           | 6名        |
| 12月13日(水)       | 月例無料相談会(七尾)        | 平和堂アルプラザ鹿島      | 2名        |
| 12月20日(水)       | ★安達前金沢市議会議員合同忘年会   | ANA ホリデイイン金沢スカイ | 1名        |
| 12月21日(木)       | 国際業務研究会            | 本会会議室           | 8名        |
| 12月21日(木)       | 月例無料相談会(金沢市役所)     | 金沢市役所           | 2名        |
| 12月22日(金)       | 七尾市産業振興課来局対応       | 本会会議室           | 4名        |
| 12月22日(金)       | 第6回広報部会            | 本会会議室           | 7名        |
| 12月26日(火)       | ★紐野義昭 議員在職30年お祝いの会 | 金沢ニューグランドホテル    | 2名        |

## 会費の納入について(お願い)

日頃、会の運営につきましては格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、平成29年度分会費未納の方にご請求申し上げます。  
何かとご多忙のことと存じますが、下記へ至急納入賜りたくよろしくお願い申し上げます。  
なお、併せて当会政治連盟会費の未納の方も下記へ納入お願い申し上げます。

### 記

1. 平成29年度会費 金72,000円

納入方法 払込取扱票により納入下さい

お振込先 石川県庁内郵便局

口座番号 00750-6-55558

口座名義 石川県行政書士会

2. 日本行政書士政治連盟

平成29年度会費 金5,400円

納入方法 払込取扱票により納入下さい

お振込先 石川県庁内郵便局

口座番号 0072-1-74073

口座名義 日本行政書士政治連盟石川県支部

## 経理部より会員の皆様へ

### IS-NET代金回収サービス（口座自動引落）ご加入のご案内

会員の皆様方には、当会の運営に関しまして日頃よりご協力いただき、心より感謝申し上げます。

さて、石川県行政書士会の運営は、会員の皆様方からの会費によって支えられており、各種研修会や会報いしかわの発行、その他総会によって承認された事業計画の執行が進められております。

このたびは、会費の納入方法につきまして、経理部からのご提案と致しまして、会員の皆様方に「IS-NET 代金回収サービス」（口座自動引落）へのご加入をご案内させていただきます。

振込や持参による納入の場合、金融機関や事務局へ赴く手間がかかる上、振込手数料も自己負担（参考：郵便局窓口での払込手数料は5万円以上で340円）ですが、口座自動引落にされますと、手数料は無料（会で負担）となっております。また、会費の支払い忘れ防止にもなります。

なお、平成30年3月末までに、口座自動引落の手続きを済まされた方は、来年度（30年度）より口座自動引落が可能となりますので、まだ口座自動引落にされていない会員の方は、ぜひこの機会にご検討いただきますようお願い申し上げます。

口座自動引落による会費納入を希望される方は、下記に必要事項を記入のうえ、石川県行政書士会事務局までFAX（076-268-9556）にて送信していただきますようお願い致します。折り返し、正式な申込書一式を送付させていただきます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

（経理部長・今村）

### 口座自動引落申込書送付願

石川県行政書士会 御中

FAX送信先 076-268-9556

この度、私は「IS-NET 代金回収サービス」（口座自動引落）へ申込をしたいので、申込書一式を送付してください。

※以下に、申込者の氏名等を御記入ください

・会員氏名 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_

・事務所所在地 \_\_\_\_\_

・電話番号 \_\_\_\_\_

## 編集後記

---

新年明けましておめでとうございます。

年末年始は、皆様如何お過ごしになられましたでしょうか。

それぞれの形で一年の疲れをいやし、また新たな一年に向かう準備をする時間となったのではないのでしょうか。

さて、「会報いしかわ」は今回で第 63 号を迎えました。編集に携わる中で「会報いしかわ」が、原稿を寄稿頂いた多くの会員の皆様のご協力によって成り立っていることを改めて痛感しております。

お忙しい中、原稿を寄稿頂きました皆様には誌面をお借りして御礼申し上げます。今後も、広報部一同、一人でも多くの会員の皆様に読んでいただけるよう充実を図って参りますので、変わらぬご協力をお願いいたします。

広報副部長 小関裕一



---

## 会報いしかわ 第63号

---

発行日 平成 30年1月25日  
発行人 会 長 向 井 隆 郎  
          広報部長 河 越 俊 雄  
発行所 石川県行政書士会  
          〒920-8203  
          石川県金沢市鞍月2丁目2番地  
          石川県繊維会館3階  
          TEL(076)268-9555  
          FAX(076)268-9556

E-mail: [office@ishikawagyousei.org](mailto:office@ishikawagyousei.org)  
URL: <http://www.ishikawagyousei.org/>

---

頼れる街の法律家

行政書士は



行政書士

行政書士は、さまざまな許可や届出、遺言や相続、契約などの書類から書類作成まで全力でサポートします！



日本行政書士会連合会・石川県行政書士会  
後援：総務省・石川県



官公署に提出する書類、  
権利義務・事実証明に関する書類の作成は  
行政書士の業務です。

### 【行政書士が取り扱う業務の一部】

- 建設業許可 ○指名願・経営規模等評価申請 ○宅建業免許
- 産業廃棄物処理業許可 ○法人設立 ○医療法人設立認可
- 貨物自動車運送事業許可 ○入管・帰化申請
- 告訴状・告発状作成 ○相続・遺言に関する事項
- 自動車の登録・車庫証明 ○農地法の許可 ○開発許可